

約款・規定集

(個人のお客さま用)

[2026年6月改訂版]

目次

証券取引約款（個人のお客さま用）	1
第1章 総則	1
第2章 有価証券の保護預り取引	6
第3章 振替決済取引	7
第4章 国内外貨建債券取引	15
第5章 投資信託の累積投資取引	15
第6章 MRFの自動スweep取引（証券総合口座）	16
第7章 金銭の振込先指定方式	17
第8章 雑則	17
外国証券取引口座約款（個人のお客さま用）	21
第1章 総則	21
第2章 外国証券の国内委託取引	21
第3章 外国証券の外国取引および国内店頭取引ならびに募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い	24
第4章 雑則	26
特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式等信用取引等約款	29
特定管理口座約款	33
NISA約款（非課税上場株式等管理、特定非課税累積投資および特定非課税管理に関する約款）	34
MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款	40
外貨建MMF累積投資約款	43
外国投資信託の収益分配金による自動買付にかかる累積投資約款	46
三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード取扱約款	47
オンライントレード・テレフォントレード利用規定	50
オンライントレードによる公開株式の購入申込等にかかる利用規定	55
オンライントレード電子交付サービス利用規定	58
オンライントレード報告書等電子交付サービス利用規定	60
振替株式等（上場株式等）の配当金のお受取り方法について	63
「外国証券取引口座約款」第33条の規定に関する「外国にある第三者への個人データの提供」について	64

証券取引約款（個人のお客さま用）

第1章 総則

第1節 趣旨・定義

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、有価証券の保護預り取引やその他の取引等について、お客さま（個人のお客さまに限ります）と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

（定義）

第2条 この約款における用語の定義は次のとおりです。

(1) 証券総合取引

次の①から⑦（これらを組み合わせた取引を含みます）の取引等の総称をいいます。

- ① 有価証券の保護預り取引
- ② 振替決済取引
- ③ 国内外貨建債券取引
- ④ 投資信託の累積投資取引
- ⑤ MRFの自動スweep取引（証券総合口座）
- ⑥ 外国証券取引
- ⑦ 利金・収益分配金等による投資信託等の自動買付取引

(2) 有価証券の保護預り取引

第2章の規定に則り、当社がお客さまの有価証券をお預りする取引をいいます。ここにいう「有価証券」とは、「金融商品取引法」（以下「金商法」といいます）第2条第1項各号に掲げる有価証券および第35条第1項第14号に掲げる譲渡性預金その他金銭債権に関する証券または証書（有価証券に該当するものを除きます）をいうものとします（ただし、日本証券業協会が定める外国証券（以下単に「外国証券」といいます）を除きます）。また、本取引を処理する口座を「保護預り口座」といい、第2章に従って本口座でお預りした有価証券を「保護預り証券」といいます。

(3) 振替決済取引

第3章の規定に則り、お客さまと当社との間で行う、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます）に基づく振替制度において取扱う有価証券（以下「振替証券」といいます）の取引のことをいいます。

また、本取引を処理する口座を「振替決済口座」といい、本取引の処理は「振替口座簿」に記載または記録（以下あわせて「記帳」といいます）することにより行います。

なお、振替決済口座は、第3章に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令ならびに振替機関の業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

(4) 国内外貨建債券取引

第4章の規定に則り、お客さまと当社の間で行う、日本国内で発行された外貨建ての債券（募集および売出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているもの、または利金もしくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含みます）の取引をいいます。本取引の処理は保護預り口座または振替決済口座で行います。

(5) 投資信託の累積投資取引

第5章の規定に則り、お客さまが指定した投資信託について、当該銘柄の受益権の買付（当該投資信託の目論見書記載の最低申込単位以上の買付となります）に充てるようお客さまが指示した金銭のほか、当社がお客さまに代わって受領した収益分配金を、お客さまの当該銘柄の累積投資取引にかかる口座（以下「累積投資口座」といいます）に繰入れ、その全額をもって当該銘柄を買付ける取引をいいます。

外貨建MMF各商品の累積投資取引を行う場合は、本条第（7）号に記載の外国証券取引口座の開設が必要になります。

(6) MRFの自動スweep取引（証券総合口座）

第6章の規定に則り、有価証券等の利金、収益分配金、配当金、償還金、売却代金の支払等があったときには、ご指定のMRF（マネー・リザーブ・ファンド）を自動的に買付し、また、お客さまの有価証券等の買付等により、当社へ金銭の払込みが必要となる場合には、ご指定のMRF（マネー・リザーブ・ファンド）を自動的に換金しその買付代金等に充当する取引をいいます。本取引には「MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款」に定める「MRF累積投資口座」の開設が必要になります。

- (7) 外国証券取引
「外国証券取引口座約款」の規定に則り、お客さまと当社の間で行う、外国証券の売買の執行、売買代金の決済および当該外国証券の保管等その他外国証券に関する全ての取引をいいます。また、本取引を処理する口座を「外国証券取引口座」といいます。
- (8) 利金・収益分配金等による投資信託等の自動買付取引
有価証券等から発生する利金・収益分配金・配当金・償還金・返還金のうち当社において支払われるもの（上場株式等の振替制度の取扱対象商品にかかる配当金等のお受取方法について「株式数比例配分方式」をお申込みされ、当該受取方法に基づき支払われる配当金等を除きます）を、第5章に定める各累積投資商品（お客さまが希望する商品で、かつ当社が認めるものに限り）へ入金する取引をいいます。なお、当社にて外貨により支払われる外国債券・外国投資信託証券・外国株式にかかる利金・収益分配金・償還金・配当金については、同一通貨建の外貨建MMFを自動買付する契約および「外国投資信託の収益分配金による自動買付にかかる累積投資約款」の規定に則り同一の外国投資信託（銘柄・投資クラスが同一のもの）の受益証券の追加購入を自動的に行う累積投資契約を締結することができます。
- (9) 金銭の振込先指定方式
第7章の規定に則り、お客さまが当社に設定された口座内のすべての取引により、当社がお客さまに支払うこととなった金銭をお客さまのあらかじめ指定する預貯金口座（以下「指定預貯金口座」といいます）に振込む方式のことをいいます。
- (10) 届出印鑑
当社に届出ていただく印鑑（お届け印）のことで、当社に開設されている口座のうち印鑑のお届出のある口座については当該口座の手續に適用されます。

（約款・規定の適用）

第3条 この約款に定めのない事項については、MRF累積投資約款、外国証券取引口座約款、各累積投資商品の累積投資約款、三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード取扱約款、オンライントレード・テレフォントレード利用規定、オンライントレードによる公開株式の購入申込等にかかる利用規定などの各取引の約款・規定により取扱います。

第2節 契約の締結

（証券総合取引）

- 第4条** 当社が定める方法により、お客さまが当社にお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、証券総合取引に関する契約が締結され、証券総合取引を行うことができます。その際、本申込みと同時に次の口座の設定のお申込みを行っていただきます。
- (1) 「保護預り口座」
 - (2) 「振替決済口座」
 - (3) 「累積投資口座」
 - (4) 「MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資口座」（証券総合口座）
 - (5) 「外国証券取引口座」
- 2 証券総合取引をお申込みの際、第(1)号のお申込みを同時に行っていただくものとします。第(2)号、第(3)号および第(4)号のお申込みについては、お客さまからの特段のお申し出がない限り、同時に行っていただくものとします。
- (1) 「金銭の振込先指定方式」の利用
 - (2) 「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」および「オンライントレードによる公開株式の購入申込等にかかる利用規定」に定める「オンライントレード・テレフォントレード」の利用
 - (3) 「オンライントレード電子交付サービス利用規定」に定める「オンライントレード電子交付サービス」の利用
 - (4) 「オンライントレード報告書等電子交付サービス利用規定」に定める「オンライントレード報告書等電子交付サービス」の利用
- 3 証券総合取引のお申込み時等の手續において当社が求める場合には、次の事項および当社が定める事項をお届出またはご提出等いただきます。
- (1) 届出印鑑のお届出
 - (2) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯収法」といいます）および関係法令に規定する取引時確認等に関する本人確認書類等のご届出またはご提示、および事実のご申告。この取引時確認等には、外国の政府等で重要な地位を占める者（以下「外国PEPs」といいます）である場合の確認を含みますが、これに限りません。
 - (3) お客さまが「上場会社等の役員等」（日本証券業協会の規則により当社が定める「上場会社等の役員等」をいいます）に該当される場合はその旨のお届出
 - (4) お客さまが、法律により株券等（当社に預託された株券、「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」に規定する優先出資証券ならびに投資証券をいいます）にかかる名義書換の制限が行われている場合

- の外国人等である場合にはその旨のお届出
- (5) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する個人番号の告知、および同法等に規定する本人確認等のための書類のご提出またはご提示
- 4 当社が定める方法により、お客さま（お客さまの代理人等を含みます）につき、次の各号の表明・確約をしていただきます。なお、この約款では第（１）号の①から⑥に該当する者、または第（２）号の①から⑤の行為を行う者を「反社会的勢力」とします。
- (1) 現在かつ将来にわたり次の①から⑥のいずれにも該当しないことの表明・確約
- ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ⑥ その他上記①から⑤に準ずる者
- (2) 自らまたは第三者を利用し次の①から⑤に該当する行為を行わないことの確約
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他上記①から④に準ずる行為
- (3) 反社会的勢力に関して、次の①から③の表明
- ① 反社会的勢力を利用していないこと
 - ② 反社会的勢力に対して資金を提供しもしくは便宜を供与するなどの関与をしていないこと
 - ③ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (4) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に関して、次の①から③の確約、および④の表明・確約
- ① 犯収法に定める「犯罪による収益」に該当する資金等の当社への預け入れ行為等を行わないこと
 - ② 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」その他の関係法令に違反する行為を行わないこと
 - ③ マネー・ローンダリングまたはテロリストへの資金供与に該当する行為を行わないこと
 - ④ 現在かつ将来にわたり日本、米国、国際機関等および当社が定める国の経済制裁対象者等に該当しないこと、また、経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行わないこと
- 5 前項で表明または確約いただいた事項を確認することを目的とする場合その他当社が必要と判断する場合において、当社は、お客さまに対し、資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源その他当社が必要と判断する事項を確認するために情報提供を求めることがあります。
- 6 当社は、相当な期間取引がない場合、お客さまに通知することなく、入出金を含むお客さまの取引またはサービスの提供の全部または一部を停止または制限することがあります。また、第79条第1項各号もしくは第2項各号の事由がある場合、これらに準じる事由があると当社が合理的に判断した場合、または本条第5項に基づき当社がお客さまに情報提供を求めた場合で、お客さまが、当社の必要と認める情報提供を十分に行わない場合においても同様とします。なお、当社は、停止または制限した取引またはサービスの提供を再開するにあたり、お客さまに対し、改めて本人確認に必要な事項、または資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源その他当社が必要と判断した事項に関する情報提供を求めることがあります。
- 7 公開買付け、相続等の目的のため、当社との契約締結が必要なときであって、第79条第1項各号または第2項各号の事由がある場合、当社は、その事情に応じて取引を制限することがあります。
- 8 前項の場合において、締結された契約は、その目的が終了したとき、解約されるものとします。

(個別契約の締結)

第5条 前条に定めるほか、当社との間で行う取引または当社から受けるサービスに関しては、お客さまのお申込みに対して当社が承諾した場合において個別に契約が締結され、当該取引または当該サービスの提供が開始されます。

なお、この約款と各取引・サービスにかかる個別契約等との間に抵触する規定がある場合は、特段の定めがない限り、当該個別契約等が優先するものとします。

(既存取引等の継続)

第6条 お客さまが証券総合取引を開始される際、すでに当社でご利用されている取引および取扱いについては、継続してこの約款に基づくものとしてご利用いただけます。

第3節 法令等の遵守

(法令諸規則の遵守等)

第7条 当社との間で行う取引または当社から受けるサービスに関しては、お客さまは、金商法その他の関係法令、金融商品取引所が定める受託契約準則等の諸規則、日本証券業協会が定める諸規則、振替機関が定める業務

規程等、および当社の社内規則（以下これらを総称して「法令諸規則」といいます）に従うものとします。

第4節 注文の受託

（本人であることの確認）

第8条 当社は、お客さまからご注文をお受けする際には、お客さまご本人からのご注文であることを確認させていただきます。

（前受金等）

第9条 有価証券等の売買等の受注は、原則として、あらかじめ買付の注文にかかる約定代金および執行にかかる手数料等（以下あわせて「買付代金」といいます）、または売付の注文にかかる有価証券（以下「売付有価証券」といい、買付代金とあわせて「前受金等」といいます）の全部をお預りした上で行います。

- 2 前受金等の全部をお預りしていない場合は、取引所取引については受託契約準則に定められる時限、その他の取引については当社の定める時限までに、買付代金または売付有価証券をお預りします。
- 3 前各項による買付代金または売付有価証券の受入が行われない場合は、次の各号に定める措置をとることができます。
 - (1) お客さまからの預り金から充当する措置（証券総合口座をご利用のお客さまについては、MRFの残高がある場合には、お客さまから特にお申出がない限り、MRFの換金のお申込みがあったものとして、MRFを自動換金のうえ、充当することができるものとします）。なお、充当の際に外貨の預り金を円に換算する必要がある場合は、当社の定める日における当社が定める為替レートにより換算するものとします（なお書きについては、次号においても同様とします）。
 - (2) 売買契約を解除しまたはお客さまの計算において反対売買を行う措置
 - (3) 前各号の措置を講じた後になお不足金がある場合は、当社がお客さまのために占有しまたは振替決済口座に記帳する有価証券等をもってその不足金に充当する措置。この場合でも、なお不足金があるときはその不足額の支払を請求することができるものとします。
 - (4) お客さまの口座で管理する資産の返還その他の取引を停止する措置
 - (5) お客さまへのサービス提供を停止する措置

（受注できない場合）

第10条 事故証券については、お預りしたり、売付等を受注したりすることはできません。なお、事故証券とは、偽造された有価証券、除権判決が確定した有価証券および失効後の有価証券その他の無効な有価証券、ならびに盗難届の提出、公示催告の申立てまたは株券喪失登録の請求等によって円滑な取引に支障のある、またはそのおそれのある有価証券をいいます。

- 2 前項によるほか、次のいずれかに該当する場合は、ご注文をお受けしないことがあります。
 - (1) 注文の内容が法令諸規則もしくはこの約款の定めいずれかに反する、または反するおそれがあると当社が判断する場合
 - (2) 金融商品取引所が取引を規制している銘柄または当社が自主的に取引を制限している銘柄の場合
 - (3) お客さまが当社に対する債務の履行を怠っている場合
 - (4) お客さまから注文を受けるにあたり、法令諸規則に基づきお客さまへの交付が必要な書類をお客さまが受領していることを確認できない場合
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注することが適当ではないものと当社が判断した場合（実質的に投資判断を行う者と口座名義人が異なる場合等を含みますがこれらに限られません）

（注文内容の明示）

第11条 有価証券等の売買等のご注文の際は、現物取引と信用取引の別その他の取引の種類、銘柄、売り買いの別、数量、価格、注文の有効期限、執行する市場の別その他、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。

- 2 前項が遵守されない場合は、ご注文が執行されないことがあります。
- 3 当社が必要と判断したときは、注文書をご提出いただく場合があります。

（注文の執行等）

第12条 有価証券等の売買等の注文を受付けた場合は、相当の時間内に執行します（取引停止など執行を阻害する事由が生じた場合は、当該事由が解消された後相当の時間内に執行します）。

- 2 有価証券等の売買等の注文について次のいずれかの事由が生じたときは、あらかじめお客さまに連絡することなく、その注文の執行をとりやめることがあります。
 - (1) 執行するまでに、法令諸規則またはこの約款の定めいずれかに反することとなったまたは反するおそれがあると当社が認めたとき
 - (2) 売買注文の価格が金融商品取引所等の値幅制限を越えるとき
 - (3) 公正な価格形成に弊害をもたらす内容のものと当社が判断するとき
 - (4) 有効期間の途中で、金融商品取引所等または当社が当該銘柄の売買を規制したとき
 - (5) お客さまの口座に立替金その他の不足金があるとき
 - (6) 前各号に掲げるときのほか、取引の健全性に照らして当社が不適当と判断するとき
- 3 第1項にかかわらず、金融商品取引所等のシステム障害により取引が停止され金融商品取引所等により当社の呼値が取り消された場合、お客さまから受付けた金融商品取引所等への注文について当社はあらかじめお

客さまに連絡することなく次のとおり取り扱います。

- (1) 東京・名古屋・札幌・福岡の各証券取引所における、執行条件のない注文（「成行」または「指値」注文）については、取引停止の解消後相当の時間内に執行します。
 - (2) 第(1)号の各証券取引所における執行条件付注文（「寄付き」、「引け」、「不成」または「引成」注文等）、または第(1)号の各証券取引所以外の金融商品取引所等における注文については、受付けた注文の取消を行います。
- 4 第1項にかかわらず、当社の責に帰すべきシステム障害により、当社が受付けたお客様の注文について以下の各号に該当する場合、当社はあらかじめお客様に連絡することなく、本来の注文内容に従って約定を訂正させていただくことがあります。ただし、当社受付前の注文は除きます。システム障害の発生の有無および発生時刻、復旧時刻は、当社判断によるものとします。なお、約定の訂正にはお時間をいただく場合があります。
- (1) 本来約定すべき注文が約定していない場合
 - (2) 本来の注文内容に従って約定すべき価格よりも不利な価格で約定している場合
 - (3) 本来取消されるべき注文が約定している場合
- 5 単元未満株の注文について、単元未満株の取引を取次ぐ金融商品取引業者のシステム障害等の場合、当社は最良執行方針に基づいて、あらかじめお客様に連絡することなく自ら相対売買を行う場合があります。

(注文の停止等)

- 第13条** お客様が売買等の注文を行う場合、天災地変もしくは政変等による著しい社会秩序の混乱、金融商品取引所その他の市場における取引の停止もしくは制限、または外貨事情の急変等不可抗力と認められる事由があるとき、または受注後に注文を停止すべきと当社が合理的に判断した場合は、注文執行の停止または受付けた注文の取消が行われうることを了解のうえ、これを行うものとします。
- 2 お客様が投資信託の売買の注文を行う場合は、前項によるほか、その投資信託の委託会社によって注文受付の停止または受付けた注文の取消が行われうることを了解のうえ、これを行うものとします。

第5節 報告・連絡

(取引報告書)

- 第14条** 当社にご注文いただいた有価証券等の売買等の取引が成立したとき、またはその他法令に定めるときは、金商法第37条の4等の規定に基づき、遅滞なく、取引報告書（契約締結時等交付書面）をお客様に交付します（郵送または法令に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下取引残高報告書についても同様です）。

(取引残高報告書等)

- 第15条** 当社は「金融商品取引業等に関する内閣府令」第98条等の規定に基づき、四半期に1回以上、期間内の取引内容、取引後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に交付します。ただし、次の各号に定める場合は、それぞれに定める頻度とします。
- (1) 取引がない場合は、1年に1回以上（取引、残高がともに1年以上ない場合は交付しません）
 - (2) 信用取引、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引またはそれ以外の金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引（「金融商品取引法施行令」第1条の8の6第1項第2号に該当するものおよび同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除きます）の未決済建玉がある場合には1年に2回以上
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が金商法に定める特定投資家（金商法の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、特定投資家とみなされる者を含みます）である場合であって、当該お客様からの前項に定める取引残高報告書によるご報告に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより取引残高報告書によるご報告を行わないことがあります。
- 3 当社は、第1項に定める取引残高報告書により報告する場合、次に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます）については、第1項の規定にかかわらず、取引残高報告書に記載を行わないことがあります。ただし、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第108条第1項第2号イおよびニからへまでに掲げる事項ならびに同号チに掲げる事項（手数料に限ります）については、取引残高報告書に記載をいたします。
- (1) 個別のデリバティブ取引等にかかる契約締結時等交付書面
 - (2) 当該デリバティブ取引等にかかる取引の条件を記載した契約書
- 4 取引残高報告書およびその他取引残高に関する報告書をお届けした後、15日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、当該報告書等を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。その際、当該報告書等の記載事項を確認した旨の回答書をご返送いただく場合があります。
- 5 当社からの報告書や連絡内容等、取引に関する事項でご不審な点があるときは、速やかに取引店の内部管理責任者または本社内部管理担当部署に直接ご連絡ください。

(その他の連絡事項)

第16条 前条のほか、当社は、保護預り証券および振替証券について、次の事項をお客さまにお知らせします。

- (1) 名義書換または提供を要する場合には、その期日
- (2) 混合保管中の債券について第21条の規定に基づき決定された償還額
- (3) 最終償還期限

2 市場性のない有価証券については、前項第(1)号から第(3)号の連絡を行わない場合があります。

(通知の効力)

第17条 お客さまのお届出住所あてに、当社によりなされた諸通知が、転居、不在、その他当社の責に帰すことのできない事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものと取扱うことができるものとします。

第2章 有価証券の保護預り取引

(保護預り証券)

第18条 当社は、本章および法令諸規則の定めに従って有価証券の保護預りをします。ただし、市場性のないもの等は、お預りしないことがあります。

(保護預り証券の保管方法および保管場所)

第19条 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2等法令に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- (1) 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。
- (2) 第(1)号に規定する場合であっても、お客さまの特段のお申出により当社において保管する場合には、当社において安全確実に保管します。この場合、債券または投資信託受益証券については、特にお申出のない限り他のお客さまの同銘柄の証券と混合して保管します。なお、当社における保護預り証券の保管業務等は、第三者機関に委託することがあります。
- (3) 第(1)号および第(2)号による保管は、大券をもって行うことがあります。

(混合保管等に関する同意事項)

第20条 前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱いします。

- (1) お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数または額に応じて共有権または準共有権を取得すること
- (2) 新たに証券をお預りするときまたはお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客さまと協議を要しないこと

(混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い)

第21条 混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

(保護預り証券の口座処理)

第22条 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。

- 2 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、または他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取扱いします。ただし、決済会社が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、決済会社に預託されている証券の振替が行われなことがあります。

(保護預り証券にかかる担保の設定)

第23条 お客さまが保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合に限り、担保の設定を行うことができるものとします。この場合、当社が定める方法で行うものとします。

(名義書換等の手続きの代行等)

第24条 当社は、お客さまからご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割または株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。

(償還金等の代理受領等)

第25条 保護預り証券の償還金(混合保管中の債券について第21条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ)または利金(分配金を含みます。以下同じ)の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。なお、発行体からの償還金または利金の支払状況によっては、お客さまへのお支払いが予定日より遅延する場合があります。

(有価証券の受入れ)

第26条 当社は、お客さまより有価証券等を保護預りとしてお預りしたときは、当社所定の「受領書」または「取引残高報告書」を交付します。

(保護預り証券の返還)

第27条 保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社が定める方法によりお手続きください。

(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)

第28条 当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取扱います。

- (1) 保護預り証券を売却される場合
- (2) 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
- (3) 当社が第25条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

(公示催告等の調査等の免除)

第29条 当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申立て、除権決定の確定、保護預り証券にかかる喪失登録等についての調査およびご通知は行いません。

第3章 振替決済取引

第1節 構成

(本章の構成)

第30条 本章は、振替決済口座におけるお客さまと当社との間の振替証券にかかる権利義務関係を定めたものです。振替証券の定義および範囲については、振替機関（日本銀行または株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます））の定めによるものとします。

- 2 第2節は、すべての振替証券に関する共通の規定です。
- 3 第3節は、振替国債（振替法に基づく振替制度において取扱う国債）に関する規定です。
- 4 第4節は、振替一般債（振替法に基づく振替制度において取扱う一般債）に関する規定です。
- 5 第5節は、振替株式等（振替法に基づく振替制度において取扱う株式等）に関する規定です。

第2節 すべての振替証券に関する共通の規定

(振替決済口座)

第31条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替証券の記帳をする内訳区分（以下「質権欄」といいます）と、それ以外の振替証券の記帳をする内訳区分（以下「保有欄」といいます）とを別に設けて開設します。
- 3 当社は、お客さまが振替証券についての権利を有するものに限り振替決済口座に記帳します。

(振替の申請)

第32条 お客さまは、振替決済口座に記帳されている振替証券について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
- (2) 法令の規定により禁止された譲渡または質入れにかかるものその他振替機関が定めるもの
- (3) 振替機関の定める振替制限日を振替日とするもの
- (4) 振替一般債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの
- (5) 振替一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
- (6) 振替投資信託受益権の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）
- (7) 振替投資信託受益権の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）
- (8) 振替投資信託受益権の償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）
- (9) 振替投資信託受益権の販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、振替機関の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます）
 - ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）
 - ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）
 - ホ 償還日

へ 償還日翌営業日

- (10) 振替投資信託受益権の振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受付けない場合
- 2 お客さまが振替の申請を行うにあたっては、当社が定める期日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ、届出印鑑による押印、記名等当社の定める方法によりご提出いただきます。
- (1) 当該振替において減少および増加の記帳がされるべき振替証券の銘柄および数量
- (2) お客さまの振替決済口座において減少の記帳がされるのが、保有欄か質権欄かの別
- (3) 前号の振替決済口座において減少の記帳がされるのが質権欄である場合には、当該記帳がされるべき振替証券についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、優先出資者または受益者（以下本条において「株主等」といいます）の氏名または名称および住所ならびに第（1）号の数量のうち当該株主等ごとの数量
- (4) 特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者（以下本条において「特別株主等」といいます）の氏名または名称および住所ならびに第（1）号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
- (5) 振替先口座およびその直近上位機関の名称
- (6) 振替先口座において、増加の記帳がされるのが、保有欄か質権欄かの別
- (7) 前号の口座において増加の記帳がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量ならびに当該株主等の氏名または名称および住所ならびに株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等
- (8) 振替を行う日
- 3 前項第（1）号の数量は、振替機関の定める最低数量の整数倍（投資信託受益権の場合は、投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が最低数量超の整数の場合は、その単位の整数倍とします）となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第（5）号の提示は必要ありません。また、同項第（6）号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- 5 当社に振替証券の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに振替証券の振替の申請があったものとして取扱います。
- 6 第2項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限り）を行うお客さまは、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権を同項第（5）号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権の株主、投資主、優先出資者もしくは受益者の氏名または名称および住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

(他の口座管理機関への振替)

第33条 当社は、お客さまからお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受付けない場合、当社は振替の申出を受付けないことがあります。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の書面によりお申込みください。

(利金・収益分配金・償還金・解約金の代理受領等)

第34条 お客さまの振替決済口座に記帳されている振替証券（差押えを受けたもの、その他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます）の償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ）、利金、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客さまに代って支払者（支払代理人を含みます）からこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。なお、当社が代って受領した金額がお客さまにお支払いした金額よりも少なかった場合、お客さまに相当額をお支払いしたにもかかわらず当社が予定される受領日に保管機関等から果実、償還金等の支払いとして金銭を受領しなかった場合、その他の合理的な理由がある場合には、当社はお客さまより全額または一部を返還いただきます。お客さまから遅滞なく返還をいただけない場合、当社は当該お客さまに対して当社が負担する債務と弁済期の如何にかかわらず相殺すること、または当該お客さまより預託を受けた預り有価証券その他の資産等を当社が適当と認める時期、価格および条件をもって解約、売却または買取処分の上、手取額または代金額を返還いただくべき金額の一部または全部に充当することが、それぞれできるものとします。なお、本項に基づきお客さまより金銭の返還をいただく場合、当社は、返還対象金額と当社の資金調達コストに基づき返還いただくまでの期間に応じて当社が合理的に算定する金額を、また保管機関等に対して当社が別途金利等を負担する義務を負う場合には上記に当該金利負担額に基づき当社が合理的に算定する金額を加えた金額を、返還金額とあわせてお客さまから当社にお支払いいただくことができるものとします。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、当社が定める方法により、お客さまからの申込みがあれば、お客さまの振替決済口座に記帳がされている振替証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます）の利子または収益分配金の全部または一部を、お客さまがあらかじめ指

定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客さまに配分することができます。

(抹消申請の委任)

第35条 振替決済口座に記帳されている振替証券について、次の各号に掲げる事項が行われる場合には、当該振替証券について、お客さまから当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとみなし、当社は当該委任に基づき、お客さまに代ってお手続きさせていただきます。

- (1) 振替国債が償還（分離利息振替国債にあっては、利子の支払い）された場合
- (2) 振替一般債について、償還、繰上償還または定時償還が行われる場合
- (3) 振替投資信託受益権について、お客さまの請求による解約、償還または信託の併合が行われる場合
- (4) 振替新株予約権付社債または振替上場投資信託受益権について、償還または繰上償還が行われる場合
- (5) 短期社債等の償還日が到来した場合

(担保の設定)

第36条 お客さまが振替証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合に限り、担保の設定を行うことができるものとします。この場合、当社が定める方法で行うものとします。

(振替証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第37条 当社は、振替機関において取扱う振替証券のうち、当社が指定販売会社となっていない投資信託受益権の銘柄、その他当社が定める一部の振替証券の銘柄について取扱いを行わない場合があります。

- 2 当社は、当社における振替証券の取扱いについて、お客さまからお問合せがあった場合には、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

(当社の連帯保証義務)

第38条 振替機関が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限り）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。

- (1) 振替証券の振替手続を行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記帳されたにもかかわらず、振替法に定める超過記帳にかかる義務を履行しなかったことにより生じた振替証券の超過分（振替証券を取得した者のないことが証明された分を除きます）の償還金、利金、解約金、収益の分配金および振替受益権の受益債権にかかる債務の支払いをする義務
- (2) 分離適格振替国債、分離元本振替国債または分離利息振替国債の振替手続を行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記帳されたにもかかわらず、振替法に定める超過記帳にかかる義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振替国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振替国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振替国債および当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振替国債の超過分（振替国債を取得した者のないことが証明された分を除きます）の利子の支払いをする義務
- (3) その他、振替機関において、振替法に定める超過記帳にかかる義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(緊急措置)

第39条 法令の定めるところにより振替証券の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第3節 振替国債に関する規定

(分離適格振替国債にかかる元利分離申請)

第40条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます）の日本銀行が定める内訳区分に記帳されている分離適格振替国債について、差押えを受けたもの、その他法令の規定により元利分離またはその申請を禁止されたものを除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。

- 2 前項に基づき、お客さまが元利分離の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただくこととします。
 - (1) 減額の記帳がされるべき分離適格振替国債の銘柄および金額
 - (2) お客さまの振替決済口座において減額および増額の記帳がされるべき種別
- 3 前項第(1)号の金額は、その分離適格振替国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振替国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければならないこととします。

(分離元本振替国債等の元利統合申請)

第41条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます）の日本銀行が定める内訳区分に記帳されている分離元本振替国債および分離利息振替国債について、差押えを受けたもの、その他法令の規定により元利統合またはその申請を禁止されたものを除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。

- 2 前項に基づき、お客さまが元利統合の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただくこととします。
 - (1) 増額の記帳がされるべき分離適格振替国債の銘柄および金額
 - (2) お客さまの振替決済口座において減額および増額の記帳がされるべき種別
- 3 前項第(1)号の金額は、その分離適格振替国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振替国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければならないこととします。

第4節 振替一般債に関する規定

(機構非関与銘柄の振替の申請)

第42条 お客さまの口座に記帳されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金および利金を取扱う銘柄以外の銘柄の振替一般債をいいます）について、お客さまが振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申出ください。

第5節 振替株式等に関する規定

(加入者情報の取扱いに関する同意)

第43条 当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等にかかる記帳がされた場合には、お客さまの加入者情報（氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意)

第44条 当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます）の内容は、機構を通じて、お客さまが他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出)

第45条 当社は、お客さまが、発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客さまが新たに取得した振替株式等については、次の各号の定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(1) 総株主通知、新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知または総受益者通知（以下「総株主通知等」といいます）

(2) 個別株主通知、個別投資主通知または個別優先出資者通知

(3) 株主総会資料、投資主総会資料または優先出資者総会資料の書面交付請求（第51条 第2項に規定する書面交付請求をいいます）

(発行者に対する振替決済口座の所在の通知)

第46条 当社は、振替株式等の発行者が会社法第198条第1項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客さまが同法第198条第1項に規定する株主または登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客さまの振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(振替制度で指定されていない文字の取扱い)

第47条 お客さまが当社に対して届出を行った氏名もしくは名称または住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(振替先口座等の照会)

第48条 当社は、お客さまから振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客さまからの振替の申請において示された振替先口座にかかる加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

2 お客さまが振替株式等の質入れ、担保差入れまたは株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客さまから同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座にかかる加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

3 お客さまが当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れまたは株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客さまから同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座にかかる加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

(信託の受託者である場合の取扱い)

第49条 お客さまが信託の受託者である場合には、お客さまは、その振替決済口座に記帳がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記帳をすることを請求することができます。

(振替株式等の発行者である場合の取扱い)

第50条 お客さまが振替株式、振替投資口または振替優先出資の発行者である場合には、お客さまの振替決済口座に記帳がされているお客さまの発行する振替株式、振替投資口または振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます）について、当社に対し、一部抹消の申請をすることがあります。

2 お客さまは、その振替決済口座の保有欄に記載または記録がされている株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求または新投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株

式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知または反対新投資口予約権者の通知をしていただきます。

(個別株主通知等の取扱い)

第51条 お客さまは、当社に対し、当社が定める方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第4項の申出をいいます）の取次ぎの請求をすることができます。

- 2 お客さまは、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求および協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。
- 3 前項の請求については所定の手数料をお客さまにご負担いただく場合があります。

(単元未満株式の買取請求等)

第52条 お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記帳されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求および発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

- 2 前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求および発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。
- 3 お客さまは、第1項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求にかかる単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
- 4 お客さまは、第1項の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求にかかる発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行っていただきます。
- 5 お客さまは、第1項の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求にかかる取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。

(会社の組織再編等にかかる手続き)

第53条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、株式の消却、併合、分割または無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加もしくは減少の記帳を行います。

- 2 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記帳を行います。

(振替上場投資信託受益権の併合等にかかる手続き)

第53条の2 当社は、振替上場投資信託受益権の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記帳を行います。

(振替受益権の併合等にかかる手続き)

第53条の3 当社は、振替受益権の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記帳を行います。

- 2 当社は、信託の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記帳を行います。

(振替上場投資信託受益権等の抹消手続き)

第53条の4 振替決済口座に記帳されている振替上場投資信託受益権または振替受益権について、お客さまから当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

- 2 振替上場投資信託受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

(配当金等に関する取扱い)

第54条 お客さまは、金融機関等の預貯金口座への振込みの方法により振替株式等の配当金または分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金または分配金を受領する預貯金口座の指定（以下「配当金等振込指定」といいます）の取次ぎの請求をすることができます。

- 2 お客さまは、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金等受領口座」といいます）への振込みにより、お客さまが保有するすべての銘柄の振替株式等の配当金または分配金を受領する方法（以下「登録配当金等受領口座方式」といいます）またはお客さまが発行者から支払われる振替株式等の配当金または分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客さまのために開設する振替決済口座に記帳された振替株式等の数量（当該発行者にかかるものに限ります）に応じて当社に対して配当金または分配金の支払いを行うことにより、お客さまが配当金または分配金を受領する方式（以下「株式数等比例配分方式」といいます）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。
- 3 お客さまが前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合に

は、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

- (1) お客様の振替決済口座に記帳がされた振替株式等の数量にかかる配当金等の受領を当社または当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること
 - (2) お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記帳された振替株式等の数量にかかる配当金または分配金の受領を当該他の口座管理機関または当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に機構を通じて通知することについては、当社に委託すること
 - (3) 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関および当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと
 - (4) お客様に代理して振替株式等の配当金または分配金を受領する口座管理機関の商号または名称、当該口座管理機関が配当金または分配金を受領するために指定する金融機関預金口座および当該金融機関預金口座ごとの配当金または分配金の受領割合等については、発行者による配当金または分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること
 - (5) 発行者が、お客様の受領すべき振替株式等の配当金または分配金について、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払ったことを当社が確認でき次第、お客様の取引口座に入金すること
 - (6) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することができないこと
イ 機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の振替株式等の配当金または分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者
ロ 機構加入者（直接口座管理機関）
ハ 他の方から株券喪失登録がされている株券にかかる株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券にかかる株券喪失登録者である加入者または会社法第223条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者
- 4 登録配当金等受領口座方式または株式数等比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

(振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等)

第54条の2 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約および機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国または地域（以下「国等」といいます）の諸法令、慣行および信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます）。

なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款の規定により管理することがあります。

- 2 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約および機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行および信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます）。

(振替受益権の信託財産の配当等の処理)

第54条の3 振替受益権の信託財産にかかる配当金または収益分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利または株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ）その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。

(振替受益権の信託財産にかかる議決権の行使)

第54条の4 振替受益権の信託財産にかかる株主総会（受益者集会を含む。以下同じ）における議決権は、お客様の指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

(振替受益権にかかる議決権の行使等)

第54条の5 振替受益権にかかる受益者集会における議決権の行使または異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。

(振替受益権の信託財産にかかる株主総会の書類等の送付等)

第54条の6 振替受益権の信託財産にかかる株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利または利益に関する諸通知および振替受益権にかかる信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。

(振替受益権の証明書の請求等)

第54条の7 お客様は当社に対し、振替法第127条の27第3項の書面の交付を請求することができます。

- 2 お客様は、振替法第127条の27第3項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請または抹消の申請をすることはできません。

(総株主通知等にかかる処理)

第55条 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社

債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権および振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権および振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます)の氏名または名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を報告します。

- 2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者(振替上場投資信託受益権にあっては発行者および受託者。次項において同じ)に対し、通知株主等の氏名または名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客さまについて、当社または他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客さまと同一の者であると認めるときは、その同一の者にかかる通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。
- 3 機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等にかかる事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。
- 4 当社は、振替上場投資信託受益権または振替受益権について、機構が定めるところにより、お客さまの氏名または名称およびその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投資信託受益権の発行者および受託者または振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客さまにご同意いただいたものとして取り扱います。

(振替新株予約権の行使請求等)

第56条 お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記帳されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄にかかる株主確定日、元利払期日および当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

- 2 お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記帳されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求および当該新株予約権行使請求にかかる払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄にかかる株主確定日および当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- 3 前二項の発行者に対する新株予約権行使請求および当該新株予約権行使請求にかかる払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。
- 4 お客さまは、第1項または第2項に基づき、振替新株予約権付社債または振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求をする振替新株予約権付社債または振替新株予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。
- 5 お客さまは、前項に基づき、振替新株予約権について新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使にかかる払込みの振込みを委託していただくものとします。
- 6 お客さまの振替決済口座に記帳されている振替新株予約権付社債または振替新株予約権について、新株予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権の抹消を行います。
- 7 お客さまは、当社に対し、第1項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

(振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)

第57条 振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替上場投資信託受益権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券または受益証券を発行するときは、お客さまは、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券または受益証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券または受益証券は、当社がお客さまに代わって受領し、これをお客さまに交付します。

- 2 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替上場投資信託受益権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客さまの氏名または名称および住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(振替新株予約権付社債にかかる振替口座簿記載事項の証明書の交付請求)

第58条 お客さま(振替新株予約権付社債権者である場合に限り)は、当社に対し、振替口座簿のお客さまの口座に記帳されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第194条第3項各号に掲げる事項を証明した書面(振替法第222条第3項に規定する書面をいいます)の交付を請求することができます。

- 2 お客さまは、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請または抹消の申請をすることはできません。また、お客さまは、反対新株予約権付社債権者が振替法第222条第5項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対

象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはできません。

(振替口座簿記載事項の証明書の交付または情報提供の請求)

第59条 お客さまは、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客さまの口座に記帳されている事項を証明した書面（振替法第277条に規定する書面をいいます）の交付または当該事項にかかる情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。

- 2 当社は、当社が備える振替口座簿のお客さまの口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客さまの口座に記帳されている事項を証明した書類の交付または当該事項にかかる情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接または機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付または当該事項にかかる情報を電磁的方法による提供をします。

(機構からの通知に伴う振替口座簿の記帳内容の変更に関する同意)

第60条 機構から当社に対し、お客さまの氏名もしくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨またはお客さまが法律により振替株式等にかかる名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨もしくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記帳内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に関する特約)

第61条 当社が、お客さまによる権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。本条において同じ）を受渡日とする上場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券または受益証券発行信託の受益証券をいいます。本条において同じ）の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者または渡方登録金融機関から当社に対し当該買い付けた上場株券等の引渡しが行われないこと（以下「フェイル」といいます）を確認した場合について、当該権利確定日にかかるお客さまの株主等（株主、優先出資者、受益権者または投資主をいいます。本条において同じ）としての権利を保全するため、お客さまは当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとし、

- (1) 当社が、お客さまから当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとする
 - (2) 前号のお客さまからの申込みに対し、当社は、お客さまの株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること（需給状況等により、当社はお客さまからの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。）および本件貸借取引（前号のお客さまからの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号において同じ。）に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本条の定めに従い処理されること
 - (3) 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客さまの貸借料は無償とすること
 - (4) 当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客さまに貸し出すこと
 - (5) お客さまは、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供することおよび当社がお客さまから担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること
 - (6) 権利確定日の翌営業日に、当社はお客さまから担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客さまは当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること
 - (7) 第(4)号および第(5)号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客さま、当社および日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客さまから担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること
- 2 次の各号に掲げる事由がお客さままたは当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客さまから担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合または当社がお客さまに貸し出した上場株券等をお客さまが返済できなくなった場合、当社がお客さまから提供を受けた上場株券等にかかる返還請求権と当社がお客さまに貸し出した株券等貸借取引の貸出しにかかる返済請求権とを相殺するものとし、
 - (1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始または特別清算開始の申立てがあったとき
 - (2) 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
 - (3) 租税公課の滞納により差押えを受けたとき
 - (4) 支払を停止したとき
 - (5) 本条に基づき相手方に対して有する上場株券等の返還請求権もしくは返済請求権に対して保全差押えまたは差押えの命令、通知が発送されたとき、または当該返還請求権もしくは返済請求権の譲渡または質権設定の通知が発送されたとき

- (6) 手形交換所または電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - (7) 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき
 - (8) 書面により、本条に基づき相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、または支払能力がないことを認めるとき
- 3 第1項および第2項に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡または質入れすることはできません。
 - 4 お客さまから担保として提供を受けた上場株券等について、当社および当社が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客さまを権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。
 - 5 お客さまが当社との間でこの約款とは別に株券等貸借取引に関する基本契約書を締結している場合でも、第1項から第4項、第6項および第7項の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客さまは、いつでもその旨を当社に申し出ることができます。
 - 6 第1項に基づき、当社がお客さまに対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量および貸出期間に加えお客さま名および当社名を記載した書面（お客さまから担保として提供された上場株券等について、第1項第（5）号に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄および株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます）を交付いたします。
 - 7 前項にかかわらず、お客さまと当社は、お客さまから特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。

（個人情報の取扱い）

第62条 お客さまの個人情報（氏名、住所、生年月日、その他機構が定める事項。以下同じ）の一部または全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構を通じて振替株式等の発行者および受託者ならびに機構を通じて他の口座管理機関に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客さまの個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

第4章 国内外貨建債券取引

（外貨の受払い等）

第63条 国内外貨建債券の取引にかかる外貨の授受は、原則としてお客さまが自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

（金銭の授受）

第64条 国内外貨建債券の取引に関して行う当社とお客さまの間における金銭の授受は、円貨または当社が応じ得る範囲内でお客さまが指定する外貨によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決めまたは指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。なお、お客さまが外貨で受領または支払いを希望される場合は、あらかじめ当社にお申出いただくものとします。

- 2 前項の換算日は、売買代金については約定日、次項第（1）号から第（4）号までに定める処理にかかる決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。
- 3 当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。
 - (1) 利子および償還金については第1項に定めるとおり取扱います。なお、支払手続きにおいて、当社が当該国内外貨建債券の発行者の国内の諸法令または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客さまの負担とし、当該利子または償還金から控除するなどの方法によりお客さまから徴収しません。
 - (2) 国内外貨建債券に関し、新株予約権（新株予約権証券を除きます）が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を第（1）号の規定に準じて処理します。
 - (3) 転換権付社債の権利行使により発行される外国証券については、当社への保管の委託があったものとして、外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。
 - (4) 国内外貨建債券に関し、第（1）号および第（2）号以外の権利が付与される場合は、お客さまが特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第（1）号の規定に準じて処理します。
 - (5) 債権者集会における議決権の行使または異議申立てについては、お客さまの指示に従います。ただし、お客さまが指示しない場合には、当社は議決権の行使または異議の申立てを行いません。

第5章 投資信託の累積投資取引

（累積投資契約の締結）

第65条 当社が定める方法により、お客さまが買付を希望する投資信託ごとに累積投資取引のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、当該投資信託にかかる累積投資の委任に関する契約が締結されます。ただし、すでに他の累積投資取引の契約が締結されているときは、希望される投資信託の1回目の買付のお

申込みをもって、当該投資信託の累積投資にかかる契約のお申込みがあったものとします。

(金銭の払込み)

第66条 お客さまは、累積投資取引にかかる投資信託受益権の買付に充てるため、1回の払込みにつき当社が定める期日までに当該投資信託の目論見書記載の金銭（以下「払込金」といいます）を累積投資口座に払込むものとします。

(買付の時期および価額)

第67条 お客さまから累積投資取引にかかる投資信託受益権の買付の申込みがあったときは、目論見書記載の方法により、遅滞なく当該投資信託受益権を買付けます。

なお、目論見書記載の所定の時刻以降の買付の申込みおよび休業日の買付の申込みは翌営業日の申込みとして取扱います。

- 2 前項の買付価額は、当該投資信託の目論見書記載の価額となります。なお、当該価額に基づき当社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、払込金の中から申し受けます。
- 3 買付により取得された投資信託の所有権およびその元本、または果実に対する請求権は、当該取得日からお客さまに帰属するものといたします。

(果実の再投資または定期引出)

第68条 累積投資取引にかかる投資信託の果実は、お客さまに代わって当社が受領のうえ、お客さまの累積投資口座に繰入れ、所定の源泉税を控除後、決算日の基準価額により同一銘柄の受益権の買付に充てます。なお、この場合、買付にかかる手数料は無料とします。

- 2 前項にかかわらず、お客さまは当社が定める手続きにより、当社が認める銘柄にかかる投資信託の果実について買付を行わずお客さまへお支払いする旨の契約（以下「定期引出契約」といいます）を締結することができます。
- 3 定期引出契約の締結を申込まれた銘柄が、当社が別に定めるグループに属している場合は、当該グループに属するすべての銘柄に対し同契約の締結のお申込みがあったものとして取扱います。
- 4 第2項により締結した定期引出契約を解約する場合には、当社が定める方法により取引店へお申込みいただくものとし、当社は、所定の手続きを経てこれを処理するものとします。

(受益権または金銭の返還)

第69条 当社は、お客さまから本章の規定に基づく投資信託受益権または金銭について返還の請求を受けたときは、当該投資信託の目論見書記載の方法により決定された価額により各投資信託受益権を換金し、所定の手数料、信託財産留保額、所得税、住民税、消費税等を差引いた金銭を引き渡すことによって返還に代えるものとします。

ただし、他社への振替可能銘柄であり、他社振替による返還の場合はこの限りではありません。

なお、当該目論見書記載の所定の時刻以降の返還請求および休業日の返還請求は翌営業日の返還請求として取扱います。

- 2 前項の請求は、当社が定める手続きによってこれを行うものとし、所定の手続きを経てお客さまに返還します。
- 3 クローズド期間のある投資信託の、当該クローズド期間中の前各項に基づく返還は、当該投資信託の目論見書記載の事由に該当する場合に限り行うことができます。
- 4 第2項の返還請求時に、乗換えをお申込みいただいた場合には、当該返還金をお客さまにお支払いすることなく、当該投資信託の目論見書の記載するところに従い累積投資口座に繰り入れます。

(受益権の定期的返還)

第70条 お客さまは、当社が定めるサービスにかかる買付代金に充てるため、当社が認める銘柄について受益権の一部を換金して定期的に返還を受ける旨の契約を締結することができます。

(解約事由)

第71条 投資信託の累積投資の委任に関する契約は、第79条に定める解約事由のほか、お客さまが累積投資の委任に関する契約を締結した投資信託受益権が償還されたときに解約されます。

(その他)

第72条 投資信託の累積投資取引に関する事項で本章に記載のない事項は各投資信託受益権の目論見書の記載するところに従います。

- 2 既に累積投資取引をご利用のお客さまが申込時に交付を受けている各投資信託の「累積投資約款」に基づく取扱いは、本章に基づく取扱いとして引続きご利用いただけます。
- 3 個別の累積投資約款がある投資信託については、本章の規定にならびに当該個別の累積投資約款の規定に従うものとします。
なお、本章の規定と当該個別の累積投資約款の規定との間に抵触する規定がある場合は当該個別の累積投資約款の規定が優先します。

第6章 MRFの自動スweep取引（証券総合口座）

(MRFの自動買付、換金)

第73条 本条に定めるMRFの買付の時期、価額、キャッシングおよび換金については、次の各号に定める事項のほか、「MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款」によるものとします。

(1) 自動買付

- ① 当社は、株券および外国証券を含む有価証券等の利息、収益分配金、配当金、償還金、売却代金または解約代金のうち、当社において円貨で支払われるもの（当社が外貨で代理受領した後に円貨にて支払うものを含みます）について、その支払いがあったときにはお客さまからご指定のMRFの買付のお申込みがあったものとし、特にお客さまからのお申出がない限りご指定のMRFを買付します。
- ② お客さまが有価証券の買付代金などの支払いのため入金を行った場合で、入金日から当該買付代金の受渡日が2営業日以上あるときは、当該入金額をもってご指定のMRFの買付のお申込みがあったものとし、特にお客さまからのお申出がない限り当該入金額に基づき買付します。
- ③ 上記①の買付の定めにかかわらず、利息・収益分配金・配当金・償還金について当社が定める手続きにより別に受取方法が指定されている場合は、その指定の取扱いとさせていただきます。

(2) 自動換金

当社は、お客さまの有価証券の買付等により、当社へ金銭の払込みが必要となる場合には、当該買付代金等に相当する金額のMRFの換金のお申込みがあったものとし、特にお客さまからのお申出がない限りご指定のMRFを換金しその買付代金等に充当します。

(解約)

第74条 第79条に定めるもののほか、当社は、MRF累積投資契約が解約された場合で当社が必要または相当と判断するときは、証券総合口座に関する契約も解約されたものとして取扱うことができるものとします。

- 2 証券総合口座を解約した場合は「MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款」に定めるMRF累積投資口座および第73条に定める取扱いを全て解約するものとします。

第7章 金銭の振込先指定方式

(指定預貯金口座の取扱い)

第75条 指定預貯金口座は原則として当社の口座名義と同一名義のものを指定いただくこととします。

- 2 すでに当社に振込先の預貯金口座をお届出になっている場合においても、本章に基づいて指定された口座を指定預貯金口座として取扱わせていただきます。
- 3 前項にかかわらず、利息・収益分配金・配当金（以下「利金等」といいます）について当社が定める手続きにより振込先の預貯金口座を指定されている場合には、特にお客さまからその旨の指示がないときは利金等に限り従前のご指定による口座を指定預貯金口座として取扱わせていただきます。

(指定預貯金口座の確認)

第76条 前条が採用された場合、速やかに当該申込内容をご確認いただくためのご案内を送付しますので、記載内容をご確認ください。記載内容に相違がありましたら、速やかに当社にお申出ください。

- 2 前項のご案内を当社が送付してから1週間は、振込請求を受けましても指定預貯金口座への金銭の振込はできないことがあります。

(指定預貯金口座の変更)

第77条 指定預貯金口座を変更されるときは、当社が定める手続きによりお届出いただくこととします。

- 2 変更届出の受付後の取扱いは前条に準じて行うものとします。

(金銭の受渡精算方法の指示)

第78条 金銭の受渡精算方法については、お客さまからその都度、本章に基づく振込をするのか、その他の受渡精算方法によるのかを口頭、電話等でご指示いただくこととします。なお、当該ご指示を受けたとき当社は生年月日等によりお客さまご自身からのご指示であることを確認することがあります。

- 2 利金等についてはあらかじめ振込のご指示がある場合には前項のご指示をいただかずに指定預貯金口座に振込みます。ただし、指定預貯金口座をお届けいただいた後に、利金等をそれと異なる預貯金口座に継続して振込むことをご希望される場合には、その預貯金口座を当社が定める手続きによりお届出いただくこととします。

第8章 雑則

第1節 解約

(解約事由)

第79条 次の事由に該当したときは、お客さまと当社の契約はすべて（第4条第1項および第2項ならびに第5条に基づく契約に限りません）解約されるものとします。

- (1) お客さまが当社の定める方法により、すべての契約の解約をお申出になったとき
- (2) お客さまのいずれの口座においてもお預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過したとき
- (3) お客さま（お客さまの代理人等を含みます。次号から第（5）号において同じ）が第4条第4項に基づく表明・確約に違反し、もしくはこの約款に基づき申告を求められた事項に関して虚偽の申告をし

- たこと、またはそれらの疑いが認められ、当社が解約を申出たとき
- (4) お客様の本人確認ができないとき、お客様が申告した本人確認内容に疑いがあるとき、その他法令諸規則またはこの約款あるいは各取引にかかる個別契約（以下「約款等」といいます）に基づいて求める事項にお客様が応じていただかず当社が解約を申出たとき
 - (5) お客様が、口座開設時等に外国PEPsに関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社が解約を申し出たとき
 - (6) お客様が海外へ転居される等により非居住者となるとき。ただし、第3項に規定する場合を除きます。
 - (7) お客様が法令諸規則または約款等に違反し、当社が解約を申出たとき。ただし、その違反が重大でない場合は、当社が当該違反の是正を求めたにもかかわらず一定の期間内に是正されない場合に限りません。
 - (8) 当社が第4条第5項に基づきお客様に情報提供を求めた場合で、お客様が当社が必要と認める情報提供を十分に行わなかったとき
 - (9) お客様が、犯罪による収益等を、生計の維持、財産の形成または事業の遂行に利用したとき
 - (10) お客様が、その有するいずれかの口座を、自らのまたは第三者の犯罪による収益等の預託を実質的な目的として利用しているとき
 - (11) 前各号に掲げるほか、取引を継続するうえでお客様との信頼関係の維持が困難であると当社が判断したとき、その他やむを得ない事由により当社が解約を申出たとき
- 2 次の事由に該当したときは、お客様と当社の個別契約は解約されるものとします。
- (1) お客様が当社の定める方法により当該契約の解約をお申出になったとき
 - (2) 当該契約によって設定されたお客様の口座にお預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過したとき
 - (3) 当社が当該契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該契約の業務を終了したとき
 - (4) 法令諸規則等に照らして合理的な事由に基づき、当社が一定の猶予期間を付して当該契約の解約を申出た場合において、その期間を経過したとき
- 3 第1項第(6)号に該当するときであっても、お客様が、当社が別に定める取扱いについてご同意のうえ、当社が定める手続きを行っていただき、当社がこれを承諾した場合には、その定め範囲でお取扱いを継続することができるものとします。
- 4 第1項各号または第2項各号に該当するときであっても、お客様のお預り残高について融資等の契約に基づき担保が設定されている場合その他合理的な理由がある場合は、当社は、当社の判断により、同各項に基づく解約を留保することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第80条 各契約が解約となった場合のお手続き等は、次のとおりとします。

- (1) 各契約が解約となった場合、当社が定める方法により、お預りしている現金・有価証券等を返還します。
 - (2) お預りしている有価証券等の返還のうち、本券による返却が困難なもの等については、お客様のご指示により、決済・換金したうえでその代金を返還します。ただし、お客様のご指示がない場合は、当社の判断により決済・換金を行うことができるものとします。この場合、決済・換金の時期および方法についても当社の判断で行うことができるものとします。
 - (3) 前二号の手続きに費用を要する場合、お客様は当社に当該費用をお支払いいただくものとします。
- 2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約するときには、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただくものとします。
- (1) お客様の振替決済口座に振替株式等についての記帳がされている場合
 - (2) お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等にかかる株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者もしくは受益者として記帳されている場合、お客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出もしくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者である場合、またはお客様が他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知もしくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者もしくは反対新投資口予約権者である場合
 - (3) お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整優先出資金数、調整上場投資信託受益権口数または調整受益権数にかかる振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記帳がされる場合

第2節 変更・喪失

(変更・喪失手続き)

第81条 各サービス、取引等に関する申込書等の記載事項や届出事項等に変更がある場合は、当社の定める手続きにより当社へお届出いただくものとします。

- 2 届出印鑑を紛失したときは、ただちにお客様ご自身が当社へお届出いただくものとします。

- 3 第1項、第2項のお届出については、当社がこれを確認したことをもって、お届出いただいた内容の手続きが開始されるものとします。
- 4 振替機関からお客さまの住所、氏名または国籍の変更等を通知された場合は、お客さまから第1項の届出があったものとみなします。
- 5 申込書等の記載事項や届出事項の変更手続きに際しては、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。
- 6 本条に関するお届出があった場合は、当社は所定の手続きを完了したのちでなければ有価証券等およびお預り金の返還等のご請求には応じられません。

(後見開始等の届出)

- 第82条** お客さまについて、後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判または任意後見監督人の選任が家庭裁判所によりなされたときは、ただちに当社が定める手続きによりお届出いただくものとします。
- 2 お客さまの後見人、保佐人または補助人について、後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判または任意後見監督人の選任が家庭裁判所によりなされたときには、前項を準用するものとします。

第3節 その他

(お預り金)

- 第83条** 当社は、お客さまからお預りした金銭に対しては、いかなる名目によるかを問わず利子等のお支払いはいたしません。

(諸手数料)

- 第84条** 当社は、保護預り口座または振替決済口座を設定したときは、その設定時および当該口座設定後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- 2 前項の料金計算期間の途中で契約を解除された場合は、前項の料金はお返ししません。ただし、第79条第1項第(3)号から第(11)号または同条第2項第(3)号から第(4)号に基づき、前項の料金計算期間の途中で解約する場合は、前項の料金から当該口座を設定していた期間(解約した月を除き月数で計算します)に相当する額を控除した金額をお返しします。
 - 3 投資信託の累積投資取引については、取引の対象となった投資信託受益権または投資信託受益証券の管理料等をいただくことがあります。
 - 4 当社は、金銭の振込または引出しにかかる手数料について、当社が定める額をお客さまにご負担していただくことがあります。
 - 5 振替証券については、以下の場合、当社が定める手数料をいただくことがあります。
 - (1) 第33条に従い、お客さまのご依頼により当社の口座から他の口座管理機関の口座へ振替の手続きを行う場合
 - (2) 第52条あるいは第56条に従い、お客さまのご依頼により単元未満株式の買取請求等の取次ぎを行う場合
 - (3) 第58条あるいは第59条に従い、お客さまのご依頼により振替口座簿記載事項の証明書を交付または情報提供を行った場合
 - 6 保護預り証券について、第24条に定める名義書換等の手続きの代行を行う場合、当社が定める手数料をいただくことがあります。
 - 7 お客さまのご希望にしがたって特別な取扱いをしたときは、当社はお客さまに対し、当社の要した実費をいただくことができるものとします。
 - 8 有料サービスを解約された場合でも、いったんお支払いになった料金は、原則としてお返しいたしません。
 - 9 当社は、お客さまからいただくべき諸料金、税金または手数料その他お客さまにご負担いただくべき金銭等に未収金がある場合、以下の取り扱いをすることがあります。
 - (1) お客さまからの預り金から充当する措置(証券総合口座をご利用のお客さまについては、MRFの残高がある場合には、お客さまから特にお申出がない限り、MRFの換金のお申込みがあったものとして、MRFを自動換金のうえ、充当することができるものとします)。なお、充当の際に外貨の預り金を円に換算する必要がある場合は、当社の定める日における当社が定める為替レートにより換算するものとします(なお書きについては、次号においても同様とします)。
 - (2) 前号の措置を講じた後になお不足金がある場合は、当社がお客さまのために占有または振替決済口座に記帳する有価証券をもってその不足金に充当する措置。この場合でも、なお不足金があるときはその不足額の支払を請求することができるものとします。
 - (3) お客さまの口座で管理する資産の返還その他の取引を停止する措置
 - (4) お客さまへのサービス提供を停止する措置
 - 10 外国証券取引口座の管理料および外国証券取引の執行に関する料金等は、外国証券取引口座約款で定めるところによります。

(預り証の無効)

- 第85条** 旧証券取引法のもとで当社がお客さまに対して発行した「預り証」は無効として取り扱います。

(使用可能文字)

第86条 お客さまが当社にお届いただいた氏名等の文字が、当社において使用可能な文字でない場合には、当社において使用可能な文字へと置き換えるものとします。

(免責事項)

第87条 お客さまに損害が生じて、その損害が次の事由によるものである場合は、当社はその損害を賠償する責を負いません。

- (1) 当社所定の証書等に押捺された印影と届出印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした有価証券等・金銭の返還請求その他の申出事項に応じた場合
 - (2) 前号に定める場合のほか、申出事項等に照らして合理的な方法によりお客さま本人であると判断したうえで、申出事項に応じた場合
 - (3) 当社所定の証書等に押捺された印影が届出印鑑と相違するため、有価証券等または金銭の返還請求その他の申出事項に応じなかった場合
 - (4) 前号に定める場合のほか、申出事項等に照らして合理的な方法により判断してもお客さま本人であると認められず、申出事項に応じなかった場合
 - (5) 第9条第3項または第84条第9項に基づき同各項各号に定める措置をとった場合
 - (6) 第10条各項の定めにより、当社がお預りまたは注文に応じなかった場合
 - (7) 第12条第1項の定めにより、相当の時間内に処理したにもかかわらず、当該処理に要する時間中に市場価格が変動した場合、または当日中の執行ができなかった場合
 - (8) 第12条第2項の定めにより、注文の執行をとりやめた場合
 - (9) 売買の注文を取り消し、または変更する申込みを受付けた後、相当の時間内に処理を行ったにもかかわらず、元の注文にかかる取引が成立した場合
 - (10) 金融商品取引所の規則等により、過誤のある注文により売買が成立した注文について取消されたことによる損害が発生した場合
 - (11) お客さまの届出事項に変更があった場合で、その変更のお申出が遅滞なく行われなかった場合
 - (12) 第16条第1項第(1)号のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きのご依頼がなかった場合
 - (13) 保護預り証券について、お預り当初から瑕疵またはその原因となる事実があった場合
 - (14) 当社が第7章の規定に基づき、金銭をお客さまの指定預貯金口座に振り込んだ場合およびその後に損害が発生した場合
 - (15) 第80条第1項第(2)号の定めに基づき当社の判断により決済・換金したことにより生じた損害
 - (16) この約款または法令諸規則の定めに基づき取引もしくはサービスの提供が停止・制限され、もしくはその内容が変更され、または契約が解除された場合。当社において相当と判断することにより、約款に規定のない取引もしくはサービスの提供について停止または変更する場合も同様とします。
 - (17) 天災地変、政変、同盟罷業、金融商品取引所その他の市場における取引の停止もしくは制限、または外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事情が生じた場合
 - (18) 電信または郵便の誤謬または遅延、金融商品取引所等または情報を伝達する機器もしくは機関における不具合（ただし、当社の責に帰するものを除きます）その他当社の責に帰することができない事由が生じた場合
 - (19) 第39条に従い臨機の処置をした場合
- 2 他の取引に関する約款がある場合、当該他の取引については、第1項の他、当該他の約款の免責規定に従った取扱いとします。

(約款の改定)

第88条 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。

- 2 当社は、前項の規定に基づきこの約款を改定するときは、その効力発生日を定め、この約款を変更する旨および変更後のこの約款の内容ならびに効力発生時期を店頭表示、インターネットまたはその他の相当の方法により周知します。

(合意管轄)

第89条 お客さまと当社との間におけるこの約款に関する訴訟は、当社の本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(附則)

- ・ この約款以外の約款その他の書類等に「振替決済口座管理約款」「一般債振替決済口座管理約款」「投資信託受益権振替決済口座管理約款」「株式等振替決済口座管理約款」の記載がある場合、「証券取引約款」と読み替えるものとします。

以上

2026年6月

外国証券取引口座約款（個人のお客さま用）

第1章 総則

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、お客さま（以下「申込者」という。）と当社との間で行う外国証券（日本証券業協会または金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

- 2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」という。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場および外国投資信託における現地の管理会社または他社へ取次ぐ場合の他社を含む。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」という。）および外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」という。）ならびに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行にかかる準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取引が認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」という。）である場合には、当該外国証券の口座に記載または記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとしします。

なお、上記の国内委託取引、外国取引および国内店頭取引については、信用取引にかかる売買および信用取引により貸付けを受けた買付代金または売付有価証券の弁済にかかる売買を除くものとしします。

（外国証券取引口座による処理）

第2条 申込者が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」という。）により処理します。

（遵守すべき事項）

第3条 申込者は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令ならびに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」という。）、日本証券業協会および決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいう。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券にかかる預託機関をいう。以下同じ。）が所在する国または地域（以下「国等」という。）の諸法令および慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとしします。

第2章 外国証券の国内委託取引

（外国証券の混合寄託等）

第4条 申込者が当社に寄託する外国証券（外国株式等および外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。）は、混合寄託契約により寄託するものとしします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録または記載される外国株式等および外国新株予約権（以下「振替証券」という。）については、当社は諸法令ならびに決済会社の定める諸規則、決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、申込者の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとしします。

- 2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社にかかる口座に記載または記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載または記録するものとしします。
- 3 前項により混合寄託される寄託証券または決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」という。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等または決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」という。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令および慣行ならびに現地保管機関の諸規則等に従って保管または管理します。
- 4 申込者は、第1項の寄託または記録もしくは記載については、申込者が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとしします。

（寄託証券にかかる共有権等）

第4条の2 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券および他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券ならびに当社が決済会社に寄託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社にかかる口座に外国株式等を記載または記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載または記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。

- 2 寄託証券にかかる申込者の共有権は、当社が申込者の口座に振替数量を記帳した時に移転します。振替証券にかかる申込者の権利は、当社が申込者の口座に振替数量を記載または記録した時に移転します。

(寄託証券の我が国以外の金融商品市場での売却または交付等)

第5条 申込者が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合または寄託証券等の交付等を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社または当社の指定する保管機関（以下「当社の保管機関」という。）に保管替えし、または当社の指定する口座に振り替えた後に、売却または申込者に交付等します。

2 申込者は、前項の交付等については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(上場廃止の場合の措置)

第6条 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社または当社の指定する保管機関に保管替えし、または当社の指定する口座に振り替えます。

2 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社を確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までに申込者から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等にかかる券面が廃棄されることにつき、申込者の同意があったものとして取り扱います。

(配当等の処理)

第7条 寄託証券等にかかる配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配および外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産にかかる給付を含む。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的または形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則もしくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則または外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的または形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。

(1) 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては分配金支払取扱銀行。以下同じ。）を通じ申込者あてに支払います。

(2) 株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、株式無償割当を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券等にかかるこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）の場合は、次の①または②に定める区分に従い、当該①または②に定めるところにより、取り扱います。

① 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合
決済会社が、寄託証券等について、株式配当にかかる株券の振込みを指定し、申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当にかかる株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては1口（投資法人債券に類する外国投資証券等にあつては1証券）、カバードワラントにあつては1カバードワラント、外国株預託証券にあつては1証券。以下同じ。）、未満の株券および決済会社が振込みを指定しないときまたは決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当にかかる株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関（外国投資信託受益証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあつては投資口事務取扱機関または投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあつてはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。）を通じ申込者あてに支払います。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当にかかる株券または株券の売却代金は受領できないものとします。

② 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
申込者は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当にかかる株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。

(3) 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。

(4) 第2号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社または当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

2 申込者は、前項第1号に定める配当金、同項第2号①および②に定める売却代金ならびに同項第3号に定める金銭（以下「配当金等」という。）の支払方法については、当社所定の書類により当社に指示するものとします。

3 配当金等の支払いは、すべて円貨により行います（円位未満の端数が生じたときは切り捨てる。）。)

4 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行（第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあつては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。）が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場（当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合

にあつては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場)によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により、外貨の国内への送金が不可能もしくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。

- 5 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、申込者の負担とし、配当金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。
- 6 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関および決済会社または当社が行います。
- 7 決済会社は、第1項および第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保することまたは外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。
- 8 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社および当社はその支払義務を免れるものとします。

(新株予約権等その他の権利の処理)

第8条 寄託証券等にかかる新株予約権等(新たに外国株券等の割り当てを受ける権利をいう。以下同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 新株予約権等が付与される場合は、次の①または②に定める区分に従い、当該①または②に定めるところにより、取り扱います。
 - ① 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合
申込者が所定の時限までに新株式(新たに割り当てられる外国株券等をいう。以下同じ。)の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときまたは決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等によりまたは市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部または一部を売却できないときは、当該全部または一部の新株予約権等はその効力を失います。
 - ② 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。この場合において、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。
- (2) 株式分割、株式無償割当、減資または合併による株式併合等(源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券等にかかるこれらと同じ性質を有するものを含む。)により割り当てられる新株式は、決済会社を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。
- (3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社を受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券および決済会社が振込みを指定しないときまたは決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者に支払うものとします。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券または株券の売却代金は受領できないものとします。
- (4) 前3号以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによります。
- (5) 第1号①、第2号および第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号①ならびに同条第2項から第5項までおよび第7項の規定に準じて処理するものとし、同条第8項の規定はその支払いについて準用します。
- (6) 第1号の払込代金および第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社または当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

(払込代金等の未払い時の措置)

第9条 申込者が、新株予約権等の行使にかかる払込代金その他外国証券の権利行使を行うためまたは株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金または源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、申込者の当該債務を履行するために、申込者の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。

(議決権の行使)

第10条 寄託証券等（外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。）にかかる株主総会（外国投資信託受益証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にかかる受益者集会ならびに外国投資証券等にかかる投資主総会および投資法人債権者集会を含む。以下同じ。）における議決権は、申込者の指示により、決済会社が行行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行行使しません。

- 2 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等にかかる株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。
- 4 第1項および前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等にかかる株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合または申込者が当該寄託証券等にかかる株主総会に出席して議決権を行行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

(外国株預託証券にかかる議決権の行使)

第10条の2 外国株預託証券に表示される権利にかかる外国株券等にかかる株主総会における議決権は、申込者の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行行使しません。

- 2 前条第2項の規定は、前項の指示について準用するものとします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利にかかる外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等にかかる株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。
- 4 第1項および前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利にかかる外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等にかかる株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合または申込者が当該外国株券等にかかる株主総会に出席して議決権を行行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

(株主総会の書類等の送付等)

第11条 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除く。）または外国株預託証券に表示される権利にかかる外国株券等にかかる株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主または投資法人債権者、外国株預託証券にあつては所有者）の権利または利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が申込者の届け出た住所あてに送付します。

- 2 前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告または株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

第3章 外国証券の外国取引および国内店頭取引ならびに募集もしくは売出しの取扱い または私募の取扱い

(売買注文の執行地および執行方法の指示)

第12条 申込者の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地および執行方法については、当社の応じ得る範囲内で申込者があらかじめ指示するところにより行います。

(注文の執行および処理)

第13条 申込者の当社に対する売買注文ならびに募集および売出しまたは私募にかかる外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引ならびに募集および売出しまたは私募にかかる外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- (2) 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。
- (3) 国内店頭取引については、申込者が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。
- (4) 外国証券の最低購入単位は、当社が定めるところとします。
- (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時交付書面等を送付します。

(受渡日等)

第14条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。
- (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。

(外国証券の保管、権利および名義)

第15条 当社が申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利および名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当社は、申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。
- (2) 前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。
- (3) 申込者が有する外国証券（「みなし外国証券」を除く。）が当社の保管機関に保管された場合には、申込者は、適用される準拠法および慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券にかかる口座に記載または記録された当該外国証券にかかる数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量にかかる権利の性質に基づき保管されます。
- (4) 前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券（「みなし外国証券」を除く。）が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券にかかる数量が当社の保管機関における当社の口座に記載または記録された」と、「当該外国証券にかかる数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券にかかる数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。
- (5) 第3号の場合において、申込者は、適用される準拠法の下で、当該外国証券にかかる証券または証書について、権利を取得するものとします。
- (6) 申込者が有する外国証券にかかる権利は、当社が本口座に振替数量を記載または記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。
- (7) 申込者が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当社の保管機関または当該保管機関の指定する者とします。
- (8) 申込者が権利を有する外国証券につき、売却、保管替えまたは返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、申込者は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。
- (9) 申込者は、前号の保管替えおよび返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。
- (10) 申込者が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消にかかる残高を抹消するとともに、申込者が特に要請した場合を除き、当該外国証券にかかる券面は廃棄されたものとして取り扱います。

(選別基準に適合しなくなった場合の処理)

第16条 外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、申込者の希望により、当社は申込者が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、またはその解約の取次ぎに応じます。

(外国証券に関する権利の処理)

第17条 当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実ならびに償還金は、当社が代わって受領し、申込者あてに支払います。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし当該果実または償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。なお、当社が代わって受領した金額が申込者にお支払いした金額よりも少なかった場合、申込者に相当額をお支払いしたにもかかわらず当社が予定される受領日に保管機関等から果実、償還金等の支払いとして金銭を受領しなかった場合、後日当該保管機関より受領が取り消された場合またはその他の合理的な理由がある場合には、当社は申込者より全額または一部を返還いただけます。申込者から遅滞なく返還をいただけない場合、当社は当該申込者に対して当社が負担する債務と并済期の如何にかかわらず相殺すること、または当該申込者より預託を受けた預り有価証券その他の資産等を当社が適当と認める時期、価格および条件をもって解約、売却または買取処分のため、手取額または代金額を返還いただくべき金額の一部または全部に充当することが、それぞれできるものとします。
なお、本号に基づき申込者より金銭の返還をいただく場合、当社は、返還対象金額と当社の資金調達コストに基づき返還いただくまでの期間に応じて当社が合理的に算定する金額を、また保管機関等に対して当社が別途金利等を負担する義務を負う場合には上記に当該金利負担額に基づき当社が合理的に算定する金額を加えた金額を、返還金額とあわせて申込者から当社にお支払いいただくことができるものとします。
- (2) 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等によりまたは市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部または一部を売却できないときは、当該全部または一部の新株予約権等はその効力を失います。
- (3) 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併または株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の国等の金融商品市場における売買単位未満

の株式は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうち、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。

- (4) 前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうち、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (5) 外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうち、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (6) 株主総会、債権者集会、受益権者集会または所有者集会等における議決権の行使または異議申立てについては、申込者の指示に従います。ただし、申込者が指示をしない場合には、当社は議決権の行使または異議の申立てを行いません。
- (7) 第1号に定める果実に対し、我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税にかかる軽減税率または免税の適用、還付その他の手続については、当社が代わってこれを行うことがあります。

(諸通知)

第18条 当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、申込者に次の通知を行います。

- (1) 募集株式の発行、株式分割または併合等株主または受益者および所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
 - (2) 配当金、利子、収益分配金および償還金などの通知
 - (3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通知
- 2 前項の通知のほか、当社または外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券にかかる決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、申込者の希望した場合を除いて当社は送付しません。
- 3 第2項について、法令等により申込者への送付が不要とされる場合は当社は送付しません。

(発行者からの諸通知等)

第19条 発行者から交付される通知書および資料等は、当社においてその到達した日から3年間（海外CDおよび海外CPについては1年間）保管し、閲覧に供します。ただし、申込者が送付を希望した場合は、申込者に送付します。

- 2 前項ただし書により、申込者あての通知書および資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券にかかるものを除き、その都度申込者が当社に支払うものとします。

(諸料金等)

第20条 取引の執行に関する料金および支払期日等は次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料および公租公課その他の賦課金ならびに所定の取次手数料を第14条第2号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとします。
 - (2) 外国投資信託証券の募集および売出しまたは私募にかかる取得の申込みについては、ファンド所定の手数料またはその手数料の範囲内で当社が定める手数料および注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までに申込者が当社に支払うものとします。
 - (3) 外国株預託証券の保管の委託については、発行者または預託機関がその維持管理に要する費用等を所有者の負担とする場合、当社は当該費用等を申込者に請求することがあります。
- 2 申込者の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度申込者が当社に支払うものとします。

(外貨の受払い等)

第21条 外国証券の取引にかかる外貨の授受は、原則として、申込者が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

(金銭の授受)

第22条 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨または外貨（当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決めまたは指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。

なお、申込者が外貨で受領または支払いを希望する場合には、あらかじめ当社に申し出るものとします。

- 2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第17条第1号から第5号までに定める処理にかかる決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。

第4章 雑則

(取引残高報告書の交付)

第23条 申込者は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的受けるものとします。ただし、申込者が請求した場合には、取引にかかる受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時交付書面を交付することが法令によ

り義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引にかかる受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。

- 3 当社は、当社が申込者に対して取引にかかる受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引にかかる受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的取引残高報告書を交付することがあります。
- 4 当社は、前各項の規定にかかわらず、申込者が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の申込者とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）である場合であって、当該申込者からの前各項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含む。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 5 当社は、第1項から第3項に定める取引残高報告書により報告する場合、次に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含む。）については、第1項から第3項の規定にかかわらず、取引残高報告書に記載を行わないことがあります。ただし、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第108条第1項第2号イおよびニからへまでに掲げる事項ならびに同号チに掲げる事項（手数料に限りません）については、取引残高報告書に記載をいたします。
 - (1) 個別のデリバティブ取引等にかかる契約締結時等交付書面
 - (2) 当該デリバティブ取引等にかかる取引の条件を記載した契約書

(届出事項)

第24条 申込者は、住所、氏名および印鑑（証券取引約款に基づき当社に印鑑の届出がある場合）等をこの約款に基づき当社所定の書類により当社に届け出るものとします。

(届出事項の変更届出)

第25条 申込者は、当社に届け出た住所、氏名等に変更があったとき、または届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。

(届出がない場合等の免責)

第26条 前条の規定による届出がないか、または届出が遅延したことにより、申込者に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

(通知の効力)

第27条 申込者あて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

(口座管理料)

第28条 当社は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、口座管理料を申込者にお支払いいただくことがあります。

(契約の解除)

第29条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) 申込者が当社に対し解約の申出をしたとき
 - (2) 申込者がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき
 - (3) 申込者が口座開設申込時に行った反社会的勢力でないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき
 - (4) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
 - (5) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - (6) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、または、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき
- 2 前項に基づく契約の解除に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券および金銭の返還を行うものとします。

なお、保管する外国証券のうち現状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、申込者の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

(免責事項)

第30条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受または保管の手続等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害
- (2) 電信または郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- (3) 当社所定の証書等に押捺された印影と総合届出印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした保管の委託をした証券または金銭の返還その他の処理が行われたことにより生じた

損害

- (4) 前号に定める場合のほか、申出事項等に照らして合理的な方法により申込者本人であると判断したうえで、申出事項に応じたことにより生じた損害

(準拠法および合意管轄)

第31条 外国証券の取引に関する申込者と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、申込者が特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。

- 2 申込者と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

(約款の変更)

第32条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(個人データの第三者への情報提供に関する同意)

第33条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量、取引履歴その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。

- (1) 外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実に対し我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税にかかる軽減税率または免税の適用、還付その他の手続を行う場合
当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関またはこれらの者から当該手続にかかる委任を受けた者
- (2) 預託証券に表示される権利にかかる外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実に対し我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税にかかる軽減税率または免税の適用、還付その他の手続を行う場合
当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者もしくは保管機関またはこれらの者から当該手続にかかる委任を受けた者
- (3) 外国証券または預託証券に表示される権利にかかる外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内または我が国以外の国等の法令または金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」という。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供または広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合
当該外国証券の発行者もしくは保管機関または当該預託証券に表示される権利にかかる外国証券の発行者もしくは保管機関
- (4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の国等の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。）、当該外国証券の売買にかかる外国証券業者または保管機関等が、マネー・ロンダリング、もしくは証券取引にかかる犯則事件への対応（予防を含む）、または当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の諸法令または慣行等に基づく確認、調査等を行う場合
当該監督当局、当該外国証券の売買にかかる外国証券業者または保管機関等

付則（2026年6月）

- 1 第7条第8項を新設し、令和12年10月1日より施行します。
8 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社および当社はその支払義務を免れるものとします。
- 2 第8条第5号における以下の下線部の改定は、令和12年10月1日より施行します。
第1号①、第2号および第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号①ならびに同条第2項から第5項までおよび第7項の規定に準じて処理するものとし、同条第8項の規定はその支払いについて準用します。
- 3 前各項の規定は、同施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（第8条第5号において準用する場合にあっては、同条第1号①、第2号および第3号により売却処分した代金）についても適用します。

以上

2026年6月

特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式等信用取引等約款

(約款の趣旨)

- 第1条** この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）において開設する特定口座（租税特別措置法に定める特定口座をいいます。）に関する事項を定めるものです。
- 2 申込者と当社の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、証券取引約款等他の約款の定めるところによります。

(特定口座開設届出書等の提出)

- 第2条** 申込者が特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。
- 2 特定口座の設定の申込みを受付けた場合は、当社は特定保管勘定（当該特定口座に保管の委託等（振替口座簿への記載もしくは記録（以下、記載もしくは記録をあわせて「記帳」といいます。）または保管の委託のことをいいます。以下同じです。）がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）および特定信用取引等勘定（上場株式等の信用取引等（租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する信用取引および発行日決済取引をいいます。）の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）の設定の申込みが行われたものとして取扱います。（ただし、新たに信用取引口座または発行日決済取引口座を開設する際には、別途所定の手続が必要となります。）
- 3 特定口座を設定する際、当社は申込者が保有するMRF（マネー・リザーブ・ファンド）をすべて換金するものとします。
- 4 申込者が特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。以下同じです。）の譲渡および特定口座において処理される上場株式等の信用取引等にかかる差金決済による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただくものとします。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後につきましては、申込者から源泉徴収を選択しない旨のお申出のない限り、毎年、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。
- 5 申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等にかかる所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しなければなりません。なお、同届出書をご提出いただいた場合は、当社は特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）を申込者の特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）に設定いたします。
- 6 申込者が前項に規定する特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出しなければなりません。
- 7 申込者が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該申込者は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

(特定保管勘定における保管の委託等)

- 第3条** 特定口座にかかる上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等にかかる口座に設けられた特定保管勘定において行います。
- 2 上場株式等の信用取引等は、特定信用取引等勘定において行います。

(所得金額等の計算)

- 第4条** 当社は、特定口座内保管上場株式等の譲渡および特定口座において処理される上場株式等の信用取引等にかかる差金決済による所得金額等の計算ならびに源泉徴収選択口座内配当等にかかる所得計算を、租税特別措置法その他関係諸法令の定めに基づき行います。

(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)

- 第5条** 当社は、申込者の特定保管勘定においては次の上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得した租税特別措置法第29条の2第1項に規定する特定新株予約権等にかかる上場株式等その他租税特別措置法等関係諸法令で定められたものを除きます。）のみを受入れます。なお、下記に該当する上場株式等であっても、当社の都合により特定保管勘定にはお預りしないことがあります。
- (1) 特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付の委託により取得した上場株式等または当社から取得した上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れるもの
- (2) 当社以外の金融商品取引業者等に開設されている申込者の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等であって、所定の方法により、当社の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されたもの
- (3) 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り。）により取得した上場株式等

- (4) 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行った信用取引等により買付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等
 - (5) 申込者が、贈与、相続（限定承認にかかるものを除きます。以下同じです。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認にかかるものを除きます。以下同じです。）により取得した当該贈与にかかる贈与者、当該相続にかかる被相続人または当該遺贈にかかる包括遺贈者の当社に開設していた特定口座または特定口座以外の口座に引続き保管の委託等がされている上場株式等であって、所定の方法により、当社の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されたもの
 - (6) 申込者が、次に掲げる事由により取得した上場株式等であって、特定口座内保管上場株式等を基因とし、特定口座への受入を保管の委託等をする方法で受入れたもの等、関係法令の定めによりその受入れが認められているもの
 - ① 株式または投資信託もしくは特定受益証券発行信託の受益権の分割または併合
 - ② 株式または新株予約権もしくは新投資口予約権の無償割当
 - ③ 法人の合併または分割
 - ④ 株式交換等
 - ⑤ 取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議または取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債の取得事由の発生
 - ⑥ 株式の割当てを受ける権利もしくは新株予約権の行使または取得条項付新株予約権の取得事由の発生または行使
 - ⑦ 当社が行う募集により取得した、または当社から取得した上場株式等償還特約付社債（取得の日の翌日から引続き当社に保管の委託等がされているものに限り。）の償還
 - ⑧ 金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる取引による権利の行使または義務の履行
 - ⑨ 特定口座内保管上場株式等を当社に貸し付けた場合における貸付契約（貸付期間の終了後直ちに貸し付けた特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の上場株式等が当社から申込者の特定口座に振り替えられることを約するものをいう。）に基づく、当該上場株式等の返還
 - (7) 申込者が、従業員持株会契約等に基づき取得した上場株式等（当該持株会契約等に基づき当社に開設された口座に、その取得の日から引続き保管の委託等がされているものに限り。）で、当該口座から当社の特定口座へ振替の方法により受入れるもの
 - (8) 保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴いその社員に割当てられる株式で、その割当てられる株式のすべてがその株式の上場等の際に一定の方法により当社の特定口座に受入れるもの
 - (9) 金融商品取引所等の上場等をする日より前から引続き所有していた上場株式等以外の株式等で、その株式等の上場等の日の前日において有するその株式等と同一銘柄の株式等のすべてを、その上場等の日に当社の特定口座に受入れるもの
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、租税特別措置法その他関係諸法令で定められたもの
- 2 当社は、申込者の特定信用取引等勘定においては特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引等に関する事項のみを処理いたします。

(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

第6条 当社は申込者の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記帳がされ、または当該営業所に保管の委託がされている上場株式等にかかるものに限り。）のみを受入れます。

- (1) 租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- (2) 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- (3) 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- (4) 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

- 2 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受取った後ただちに申込者に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第7条 源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座内に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理いたします。

(譲渡の方法)

第8条 特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

(源泉徴収)

第9条 当社は、申込者が特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいたときは、租税特別措置法第37条の11の4その他関係法令の規定に基づき、源泉徴収を行います。

2 上場株式等の譲渡を外貨決済により行った場合であっても、源泉徴収は円貨で行います。

(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

第10条 特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当社は申込者に対し当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第2号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日および当該取得日にかかる数等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(特定口座内保管上場株式等の移管)

第11条 当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）第1項第2号に規定する移管については、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項および第11項の定めるところにより行います。

(贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ)

第12条 当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）第1項第5号に規定する上場株式等の受入れについては、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号または第4号および租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項から第17項までに定めるところにより行います。

(年間取引報告書等の送付)

第13条 当社は、特定口座年間取引報告書を作成し、法令に定めるところにより、申込者への交付および所轄の税務署長への提出を行います。

(契約の解除)

第14条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) 申込者が当社に対して特定口座廃止届出書を提出したとき
- (2) 申込者が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、諸法令の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- (3) 特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき
- (4) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

(出国口座等)

第15条 前条第2号に該当することとなる申込者は、諸法令の定めに基づき、出国前に当社に開設された特定口座にかかる振替口座簿に記帳、または保管の委託をされていた上場株式等（株式累積投資、日々決算型投資信託の受益権等、当社で本取扱いができない一部の商品を除きます。）のすべてにつき、出国後引き続き当社に開設されている口座（出国口座）にかかる振替口座簿に記帳を受け、または保管の委託をすることにより、帰国後に当社に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。

2 前項に定める取扱いをご希望される申込者は、出国前に特定口座継続適用届出書を当社に提出し、かつ、帰国後に特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当社に提出いただきます。

(特定口座を通じた取引)

第16条 申込者が当社との間で行う上場株式等の取引および上場株式等の信用取引等に関しては、特に申込者が申し出た上で当社が認めない限り、すべて特定口座を通じて行います。

(外貨建MMFの返還にかかる特例)

第17条 申込者から、申込者の源泉徴収選択口座に受入れた外貨建MMF（外貨建MMF累積投資約款に掲げる外貨建MMFをいいます。以下同じです。）の返還の請求（円貨で受取金額を指定し、円貨で金銭を受取る場合に限りです。）があった場合において、次の①に定める金額が次の②に定める金額を超えるときは、当社は次の計算式により計算した口数を換金し返還するものとします。

- ① 1口当たりの返還金
- ② 返還の請求があった外貨建MMFの返還請求日の前営業日における取得価額（特定保管勘定における1口当たりの取得価額をいいます。）

$$\text{換金する口数} = \text{申込者が指定する受取金額} \div \{1 \text{口当たりの返還金} - \text{分配金にかかる} 1 \text{口当たりの源泉税額} - (\text{①} - \text{②}) \times \text{譲渡益税率}\}$$

(特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

第18条 特定口座内公社債等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、申込者に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等にかかる1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

(特定口座にかかる事務)

第19条 特定口座に関する事項の細目については、関係法令およびこの約款に規定する範囲内で、当社が定めるものとなります。

(合意管轄)

第20条 申込者と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第21条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(複数口座の取扱い)

第22条 特定口座は租税特別措置法により一証券会社につき一つの特定口座と定められているため、当社内に複数開設されている場合は法令または当社の定めるところにより以下の各号に同意したものとして取扱います。

- ① 当社は、複数の特定口座を管理する場合は、法令の定めるところにより、いずれか一つの特定口座において合算して所得金額等の計算および特定口座年間取引報告書等の作成を行い、申込者への交付および所轄の税務署長への提出を行うこと
- ② 前号の規定により複数の特定口座の契約内容（第2条に定める事項）は同一にさせていただくこと
- ③ 第①号の規定により複数開設されている特定口座の一部の契約解除（第14条）に応じられない場合があること

以上

2023年7月

特定管理口座約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客さまが三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「当社」という。）に設定する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」という。）の開設等について、お客さまと当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

(特定管理口座の開設)

第2条 当社に特定口座を開設しているお客さまが特定管理口座の開設を申込むに当たっては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出しなければなりません。

(特定管理口座における保管の委託等)

第3条 当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式または公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託（以下、「保管の委託等」といいます。）は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。

(譲渡の方法)

第4条 特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。

- 2 前項の規定にかかわらず、お客さまが、当社に対して、特定管理株式等の売委託の注文または当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。
- 3 前項の規定により、お客さまが当社に対して特定管理株式等にかかる注文を当社に対して出すことができない場合には、お客さまが特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払い出すことといたします。

(特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知)

第5条 特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部または一部の払出しがあった場合には、当社は、お客さまに対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡または払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

第6条 特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客さまに対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等にかかる1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

(契約の解除)

第7条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) お客さまから特定管理口座の廃止の届出があった場合
 - (2) お客さまから租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
 - (3) お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
 - (4) お客さまの相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出しまたは価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

(合意管轄)

第8条 お客さまと当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の改定)

第9条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(複数口座の取扱い)

第10条 当社に複数の特定口座が開設されている場合、当社は、特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式等信用取引等約款第22条第2号の規定にもとづき、いずれか一つの特定管理口座開設のお申込みがあれば他の口座についても特定管理口座開設のお申込みをされたものとして取扱います。

以上

2023年7月

NISA約款

(非課税上場株式等管理、特定非課税累積投資および特定非課税管理に関する約款)

(約款の趣旨)

- 第1条** この約款は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座にかかる非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、同条第5項第2号および第6号に規定される要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2 お客さまと当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、証券取引約款その他の当社が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

(非課税口座開設届出書等の提出等)

- 第2条** お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社へ租税特別措置法第37条の14第5項第1号、同条第10項および同条第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項（以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。）の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの）を提出または提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の15の3第20項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。
- ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものについては、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出または提供してください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出または提供される場合において、当該廃止通知書の交付または当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）の受入れが行われていた場合には、当社は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書または非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。
- 2 非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合等を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- 3 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。
- 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付または電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。
- ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合
非課税口座に同日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき
 - ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合
非課税口座に同日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき
- 5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。

- 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年にかかる特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付または電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供します。

(非課税口座の開設について)

第3条 当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税口座を設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等にかかる注文等を受け付けないことといたします。

(非課税管理勘定の設定)

第4条 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

- 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

(特定累積投資勘定の設定)

第4条の2 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は2024年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられます。

- 2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

(特定非課税管理勘定の設定)

第4条の3 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は第4条の2の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

(非課税管理勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理)

第5条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

- 2 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

(非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲)

第6条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものおよび租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等にかかる上場株式等を除きます。)のみを受入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、第4条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいい、口の移管により受入れた上場株式等についてはその移管にかかる払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

- イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。以下同じ。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限りです。)により取得をした上場株式等で、その

取得後直ちに非課税口座に受入れられるもの

- 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座にかかる他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座（租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。）をいいます。以下、この条において同じ。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

（特定累積投資勘定に受入れる上場株式等の範囲）

第6条の2 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）にかかる委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

- ① 第4条の2第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。）、および当社の「投信積立取引取扱規定」に基づく各月の払込金の合計額が10万円を超えないもの
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

（特定非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲）

第6条の3 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権にかかる上場株式等および同条第2項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

- ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等、当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。）
 - イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合
 - ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合
 - ② 租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等
- 2 特定非課税管理勘定には、前項①に掲げる上場株式等で次の各号に定めるものを受け入れることができません。
- ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの。なお、注文後、整理銘柄・監理銘柄となった場合は、非課税口座における取引から課税口座への取引へ訂正させていただく場合があります。
 - ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に

規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資（租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

- ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第1号および第3号の定めがあるもの以外のもの

（譲渡の方法）

第7条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

- 2 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

（非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法）

第8条 お客さまが非課税管理勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（上場証券投資信託）、上場REIT（不動産投資信託）および上場JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金および分配金（以下「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

（非課税口座にかかる投資信託の取扱い）

第9条 非課税口座に受入れた投資信託（累積投資の委任に関する契約を当社と締結しているものに限り。）にかかる収益分配金については、他の契約の定めにかかわらずお客さまへ返還するものとします。

- 2 第6条第1号イに掲げる上場株式等のうち国内の投資信託を非課税口座に受入れる際、当該非課税管理勘定における取得金額の合計が120万円を上回った場合は、当該上回った金額に相当する口数は非課税口座以外の口座に受入れるものとします。
- 3 第6条の2第1号に掲げる上場株式等のうち国内の投資信託を非課税口座に受入れる際、当該特定累積投資勘定における取得金額の合計が120万円を上回った場合は、当該上回った金額に相当する口数は非課税口座以外の口座に受入れるものとします。
- 4 第6条の3第1項第1号に掲げる上場株式等のうち国内の投資信託を非課税口座に受入れる際、当該特定非課税管理勘定における取得金額の合計が240万円を上回った場合は、当該上回った金額に相当する口数は非課税口座以外の口座に受入れるものとします。

（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

第10条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第6条第1号口および第2号に規定する移管にかかるもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受入れなかったものであって、非課税管理勘定に受入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。以下同じ。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

- 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管に

かかるものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含まず。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

- 3 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含まず。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第11条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)

- 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
 - ① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当社の定める期日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合
一般口座への移管
 - ② 前号に掲げる場合以外の場合
特定口座への移管

(非課税口座取引である旨の明示)

第12条 お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受入れようとする場合には、当該取得にかかる注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座によるお取引とさせていただきます(特定口座によるお取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限りです。)

- 2 お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したのから譲渡することとさせていただきます。
- 3 「投信積立取引取扱規定」に規定する投資信託の定時定額購入取引により買付けた投資信託を非課税口座に受入れる際に同一約定日の買付けがあった場合は、当社の定める優先順位にしたがって非課税口座へ受入れるとします。

(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

第13条 当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- ① 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏

名および住所の告知を受けた場合

当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所

- ② 当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対して提出した場合
お客さまが当該書類に記載した氏名および住所
- 2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座にかかる特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

(契約の解除)

第14条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客さまから租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合
当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14第23項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第25項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合
租税特別措置法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）
- ③ 租税特別措置法第37条の14第23項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合
出国日
- ④ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く）
租税特別措置法第37条の14第27項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈の手続が完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合
当該非課税口座開設者が死亡した日
なお、お客さまの相続人・受遺者から相続が発生した旨の連絡を受けた場合は、当社は「非課税口座開設者死亡届出書」の提出を受ける前であってもお客さまの非課税口座でお預りする上場株式等を非課税口座から払出すことができるものとします。

(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)

第15条 お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、特定口座が開設されている場合は、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。

(特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて)

第16条 お客さまが特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必要があります。

(約款の改定)

第17条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2025年6月

MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）との各委託会社の発行する第2条第1項に掲げるMRF（マネー・リザーブ・ファンド）受益権（以下「受益権」といいます。）の累積投資に関する取決めです。

当社は、この約款に従って申込者とコースごとに「MRFの累積投資」の委任に関する契約（以下「本契約」といいます。）を結びます。

- 2 申込者が当社に管理の委託をする累積投資の受益権に関する権利義務関係は、この約款に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している証券取引約款の定めるところによります。

（申込コースおよび申込方法）

第2条 申込者は、買付を希望する受益権の種類に応じて、次に掲げるいずれか1つのコースを申し込むものといたします。

コース名	受益権の種類（委託会社（注））
国際のMRFコース	追加型投資信託受益権（三菱UFJ国際投信）
三菱UFJ MRFコース	追加型投資信託受益権（三菱UFJ国際投信）
三菱MRFコース	追加型投資信託受益権（三菱UFJ国際投信）
ダイワMRFコース	追加型投資信託受益権（大和証券投資信託委託）

（注） 委託会社名に変更があった場合は、新委託会社名に読み替えるものとします。

- 2 前項の申込みは、所定の申込書に必要事項を記入し、署名、当社届出印を押捺いただく等当社の定める方法により、当社の本・支店または営業所（以下「取扱店」といいます。）へ提出いただくことにより行います。ただし、お申込みのコースから他のコースへ乗換える場合は、当該申込書の提出は不要とします。
- 3 契約が結ばれると、当社はただちに申込者の「MRF累積投資口座」（以下「口座」といいます。）を設けます。

（金銭の払込み）

第3条 申込者は、受益権の買付にあてるため、1円単位で金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むものといたします。

（買付の時期および価額）

第4条 当社は、申込者から特にお申出のない限り、申込者からの払込金の受入れをもって受益権の買付の申込みがあったものとして取扱い、申込日の正午までに当該払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の当日に、正午を過ぎて当該払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日に、受益権を申込者に代って買付します。

ただし、払込金を申込日の正午以前に受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、買付の申込みに応じないものとします。

また、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、取扱店内で確認されたものに限りです。

- 2 前項の買付価額は、買付日の前日の基準価額といたします。
- 3 申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前2項の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、買付にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日に、受益権を申込者に代わって買付します。
- 4 買付された受益権の所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、当該買付日から申込者に帰属するものといたします。

（受益権の管理）

第5条 本契約に基づいて買付した受益権（株式会社証券保管振替機構の社債等に関する業務規程に定める範囲の受益権）は、投資信託受益権振替決済口座管理約款に基づき、振替決済口座により管理いたします。

（果実の再投資）

第6条 前条にかかる受益権の果実は、前月の最終営業日（その翌日以降に買付した場合には、当該買付日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日に申込者に代わって当社が受領のうえ、これを各申込者の口座に繰入れ、所定の源泉税を控除後、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、受益権を申込者に代わって買付します。

- 2 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前項の規定にかかわらず、最終営業日以降、最初に、買付にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日に、受益権を申込者に代わって買付します。

（返還）

第7条 当社は、申込者から本契約にもとづく受益権の返還請求を受けたときは、これを返還します。この場合、当該請求にかかる受益権については、申込者から返還の請求を正午以前に受付け当日の受取りを希望されたときは当日、正午を過ぎて受付けたとき、または正午以前に受付け翌営業日の受取りを希望されたときは翌営業日

業日をお支払日（以下「受渡日」といいます。）としてこれを換金し、その金銭の引渡しをもって返還に代えるものとします。

ただし、他社への振替可能銘柄であり、他社振替による返還の場合はこの限りではありません。

- 2 前項の換金価額は、受渡日の前日の基準価額といたします。
- 3 返還請求の対象は本契約の解約の場合を除き、元本部分のみとし、果実の返還は行いません。
- 4 第1項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社所定の方法により申込者に返還いたします。

（自動買付・自動換金）

第8条 当社は、申込者の証券総合口座における取引において、その売却代金等の全部または一部をもって、申込者から特にお申出のない限り、自動的に受益権を買付します。

- 2 当社は、申込者の証券総合口座における取引において、その買付代金等の全部または一部に、申込者から特にお申出のない限り、受益権の全部または一部を自動的に換金することで充当します。

（キャッシング（即日引出））

第9条 申込者は、第7条の正午を過ぎて受付けた返還請求に基づき当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受取りを希望する場合は、次の方法（以下「キャッシング」といいます。）によります。なお、その都度のキャッシングの利用申込書の提出は不要とします。

また、当社が申込者から現金自動取引機により営業日以外の日に受付けた返還請求については、当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受取りを希望するものとしてキャッシングにより行います。

ただし、当社は、(2)の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、キャッシングの申込みは受付けないものとします。

- (1) 当社は、受益権の残高に基づき計算した返還可能金額または500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、受益権を担保に金銭を貸出すことができます。ただし、申込者の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。

なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。

返還可能金額 = 返還請求日の申込者の所有口数×返還請求日前日の基準価額

- (2) (1)のキャッシング申込日に、当社は、(1)のキャッシングの貸出しによる金銭に相応する受益権について、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、キャッシング申込日の翌営業日を受渡日として前条の換金手続を行います。

- (3) (2)の換金手続に基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出し残高全額の返済にあてます。当該金銭とは別に、(1)のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差引いた金額に相当する金額を次の計算式により算出し、貸出金利として当社がもらいます。

貸出金利 = {解約口数×(キャッシングの申込日から当該受渡日の前日までの期間の1口当たりの分配金累計額)}(A)－源泉税相当額[(A)×(所得税率+住民税率)]

なお、当該貸出金利に相当する果実の明細は申込者にお知らせしないことがあります。

- (4) 当社は、(2)の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、(2)の換金手続に基づく金銭と(1)のキャッシングの貸出しによる金銭およびその利息との差額を、お客さまに請求できるものとします。

- 2 前項の申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社所定の方法により申込者に金銭をお引渡しいたします。

（解約）

第10条 本契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものといたします。

- (1) 申込者が所定の手続きを経て本契約の解約を申出たとき
- (2) 申込者が受益権の買付を引続き1ヵ年をこえて行わなかったとき
ただし、前回の買付日から1ヵ年以内に申込者が第5条（受益権の管理）により管理している受益権の果実によって受益権の買付が行われた場合の当該契約については、この限りではありません。
- (3) 当社がMRFの累積投資業務を営むことができなくなったと判断したとき
- (4) 本契約によって買付された受益権が償還されたとき（ただし、他のコースへ乗換える場合は除きます。）

- 2 本契約が解約されたときは、当社は遅滞なく第5条（受益権の管理）により管理されている受益権およびその果実を第7条に準じて返還いたします。

（取引の計算明細、証券残高の報告）

第11条 当社は申込者のその都度の取引にかかる計算明細および証券残高の報告は、取引残高報告書を通じて行うものとします。

（届出事項等の変更）

第12条 改名、転居および当社届出印の変更など、届出事項に変更がある場合は、すべて申込者が当社所定の方法により取扱店へお届出いただくこととします。

- 2 当社は、届出事項の変更について必要と認めた場合には、申込者に戸籍抄本、印鑑証明書、その他の必要書類の提出を求めることがあります。

(その他)

第13条 当社は、申込者からお預りした金銭に対しては、いかなる名目によるかを問わず利子等のお支払いはいたしません。

2 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 当社届出印の押捺された所定の受取書、または合理的な方法によりお客さま本人であると判断したうえで受け入れた受取書と引換えに、または別に定める契約に基づき、受益権または果実を返還した場合
- (2) 印影が当社届出印と相違するために、または合理的な方法により判断してもお客さま本人であると認められないために、本契約に基づく受益権または果実を返還しなかった場合
- (3) 天災地変、その他の不可抗力により、本契約に基づく受益権の買付または受益権もしくは果実の返還が遅延または履行不能となった場合

(約款の変更)

第14条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2023年7月

外貨建MMF 累積投資約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）との、第2条第1項に掲げる外貨建MMF受益証券（以下「受益証券」といいます。）の累積投資に関する取決めです。

当社は、この約款に従って申込者とコースごとに「外貨建MMFの累積投資」の委任に関する契約（以下「本契約」といいます。）を結びます。

- 2 申込者が当社に保管の委託をする「外貨建MMFの累積投資」に関する権利義務関係は、この約款に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している証券取引約款の定めるところによります。

(申込コースおよび申込方法)

第2条 申込者は、取得を希望する受益証券の種類に応じ、次に掲げるコースごとに本契約を申込みものとします。

コース名	対象受益証券
ダイワ外貨MMF	ダイワ外貨MMF 米ドルポートフォリオ受益証券
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ外貨建MMF (クラスB)	スーパー・マネー・マーケット・ファンド (クラスB)
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ外貨建MMF (クラスI)	スーパー・マネー・マーケット・ファンド (クラスI)
ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト外貨建MMF	ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト USドル・マネー・マーケット・ファンド受益証券

- 2 前項の申込みは、当社の本・支店または営業所（以下「取扱店」といいます。）にお申出のうえ、当社所定の方法により行なっていただくこととします。

なお、次の場合には申込者からのお申出により本契約のお申込みが行われたものとします。

- (1) 既に他の累積投資商品（財形貯蓄、株式累積投資を除く。）において、上記方法により申込みが行われ、契約が締結されているときで、第1回目の取得の申込みが行われた場合
- (2) 有価証券、その他当社において取扱う証券、証書、権利または商品の利金、収益分配金、配当金、償還金、売却代金または解約代金のうち、当社において支払われるものを外貨建MMFに入金する取引を行う目的で本契約を申込み場合

- 3 前項の場合、本約款および必要書類の交付をもって本契約が締結されたものといたします。ただし、前項にかかる契約を締結した日以降において、当初締結したコース以外のコースに取得の申込みが行われたときは、当該申込みにかかるコースについても、本契約が締結されたものといたします。

- 4 本契約が結ばれると、当社はただちに申込者の「外貨建MMF 累積投資口座」（以下「口座」といいます。）を設けます。

- 5 「外国証券取引口座設定申込書」を提出されていない申込者は、同申込書の提出が必要となります。

(金銭の払込み)

第3条 申込者は、申込コース所定の受益証券の取得に充てるため、別表に掲げる申込コース所定の金銭（以下「払込金」といいます。）を、所定の通貨で口座に払込むものといたします。ただし、第1回目の払込金は本契約の申込時に払込むものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社にて外貨により支払われる外国証券の利金・収益分配金・償還金・配当金（以下「利金等」といいます。）および売却代金を払込金に充当する場合は、別表に掲げる注意書きによるものとします。

(取得の時期および価額)

第4条 当社は、申込者から取得の申込みがあった営業日（以下「取得日」といいます。「営業日」については第10条第1項参照）の翌営業日までに払込金を受入れ、遅滞なく申込コース所定の受益証券の取得を行います。

なお、取得の申込みの締切時刻は午後3時とします。

- 2 申込者は、取得の申込みを行う際、申込みの金額とその払込通貨を明示するものとします。
- 3 第1項の取得は、申込者から取得の申込みがあった営業日の基準価額をもって行います。
- 4 第1項によって申込者が取得した受益証券の所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、その取得をした日から申込者に帰属します。

(保管)

第5条 本契約にもとづいて取得した受益証券は、すべて当社において、コースごとに他の申込者の受益証券と混合して保管します。なお、当社で保管することに代えて、当社名義で他の金融機関等に保管の委託をすることがあります。

- 2 当社は、当該保管にかかる受益証券につき、保管料を申受けることがあります。

(果実の再投資)

第6条 前条の保管にかかる受益証券の果実は、前月の最終営業日（その翌営業日以降に取得した場合には、当該取得日の翌営業日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日に申込者に代わって当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後、各申込者の口座に繰入れ、コースごとにその全額をもってコース所定の受益証券を当該最終営業日の直前の営業日の基準価額で遅滞なく取得します。

(返還)

第7条 申込者は、当社を通じて申込者の所有する受益証券およびその果実の返還を請求することができます。この場合、当該請求にかかる受益証券については、返還の請求があった営業日（締切時刻は午後3時）の基準価額によりこれを換金し、翌営業日にその金銭を、お申込コースごとの所定の外貨またはその相当額の円貨で引渡すことにより返還に代えるものとします。果実については、所定の国内源泉税を控除後、お申込コースごとの所定の外貨またはその相当額の円貨を支払うものとします。

2 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社所定の方法により申込者に返還いたします。

(解約)

第8条 本契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものとします。

- (1) 申込者が所定の手続きを経て本契約の解約を申出たとき
- (2) 申込者が受益証券の取得を引続き1ヵ年をこえて行わなかったとき
ただし、前回の取得日から1ヵ年以内に申込者が保管の委託をしている受益証券の果実によって受益証券の取得が行われた場合の当該契約については、この限りではありません。
- (3) 当社が受益証券の累積投資業務を営むことができなくなったと判断したとき
- (4) 本契約にかかる申込コース所定の受益証券が償還されたとき

2 本契約が解約されたときは、当社は遅滞なく保管の委託がされている受益証券およびその果実を第7条に準じて返還いたします。

(届出事項等の変更)

第9条 改名、転居および当社届出印の変更など、届出事項に変更がある場合は、すべて申込者が当社所定の方法により取扱店へお届出いただくこととします。

2 当社は、届出事項の変更について必要と認めた場合には、申込者に戸籍抄本、印鑑証明書、その他の必要書類の提出を求めることがあります。

(その他)

第10条 本約款にいう営業日は、通常、別表に掲げる日をいいます。ただし、本書作成日現在の各コースの目論見書に基づく営業日であり、変更されることがあります。

- 2 当社は、申込者からお預りした金銭に対しては、いかなる名目によるかを問わず利子等のお支払いはいたしません。
- 3 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 当社所定の方法により本契約にもとづく受益証券またはその果実を返還した場合
 - (2) 印影が当社届出印と相違するために、または合理的な方法により判断した際に申込者本人であると認められないために、本契約にもとづく受益証券またはその果実を返還しなかった場合
 - (3) 天災地変、その他の不可抗力により、本契約にもとづく受益証券の取得、もしくは、受益証券またはその果実の返還が遅延した場合

(約款の変更)

第11条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2023年7月

外貨建MMF 累積投資約款別表

1. コース一覧表

コース名	対象受益証券	1回の払込金額	受益証券の取得価額	受益証券の換金価額
ダイワ外貨MMF	ダイワ外貨MMF 米ドル ポートフォリオ受益証券	10米ドルまたはその相 当円貨額以上（注）	申込日の基 準価額	返還請求日 の基準価額
ブラックロック・グローバル・ インベストメント・シリーズ 外貨建MMF（クラスB）	スーパー・マネー・マーケッ ト・ファンド（クラスB）	1米ドルまたはその相 当円貨額以上（注）	申込日の基 準価額	返還請求日 の基準価額
ブラックロック・グローバル・ インベストメント・シリーズ 外貨建MMF（クラスI）	スーパー・マネー・マーケッ ト・ファンド（クラスI）	100米ドルまたはその 相当円貨額以上	申込日の基 準価額	返還請求日 の基準価額
ノムラ・グローバル・セレクト・ トラスト外貨建MMF	ノムラ・グローバル・セレ クト・トラスト USドル・ マネー・マーケット・ファ ンド受益証券	10米ドルまたはその相 当円貨額以上（注）	申込日の基 準価額	返還請求日 の基準価額

（注） ただし、当社にて外貨により支払われる外国証券の利金・収益分配金・償還金・配当金および売却代金により買付ける場合は、当社が応じ得るものに限り、1米セント以上。

2. 第10条第1項に定める営業日（本書作成日現在）

コース名	対象受益証券	営業日
ダイワ外貨MMF	ダイワ外貨MMF 米ドル ポートフォリオ受益証券	アイルランド、英国およびニューヨークの銀行 営業日であかつ当社が営業を行っている日
ブラックロック・グローバル・ インベストメント・シリーズ 外貨建MMF（クラスB）	スーパー・マネー・マーケッ ト・ファンド（クラスB）	ニューヨーク、ルクセンブルグの銀行営業日 であかつ当社が営業を行っている日
ブラックロック・グローバル・ インベストメント・シリーズ 外貨建MMF（クラスI）	スーパー・マネー・マーケッ ト・ファンド（クラスI）	ニューヨーク、ルクセンブルグの銀行営業日 であかつ当社が営業を行っている日
ノムラ・グローバル・セレクト・ トラスト外貨建MMF	ノムラ・グローバル・セレ クト・トラスト USドル・ マネー・マーケット・ファ ンド受益証券	ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグの銀 行営業日であかつ当社が営業を行っている日

外国投資信託の収益分配金による自動買付にかかる累積投資約款

(約款の趣旨)

- 第1条** この約款は、お客さまと三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、当社が別途定める特定の外国投資信託（以下「外国投資信託」といいます。）の収益分配金による同一の外国投資信託（銘柄・投資クラスが同一のもの）の受益証券の追加購入を自動的に行う累積投資（以下「自動買付」といいます。）に関する取決めです。当社は、この約款に従ってお客さまと当該外国投資信託の収益分配金にかかる累積投資契約（以下「累積投資契約」といいます。）を締結します。
- 2 この約款に定めるほか、外国投資信託の購入、保管、返還、当社の責任等については、当社の定める証券取引約款、外国証券取引口座約款その他の約款の定めに従うものとします。ただし、累積投資専用型の外国投資信託である外貨建MMFにかかる累積投資契約は別に定めた「外貨建MMF累積投資約款」によるものとし、本累積投資約款の対象外とします。

(申込方法)

- 第2条** この契約は、外国投資信託（銘柄・投資クラスが同一のもの）ごとに、当社所定の方法によりお申込みいただくものとします。
- 2 契約の締結があったとき、当社はこの約款に従い、当該外国投資信託の収益分配金により、当該外国投資信託（銘柄・投資クラスが同一のもの）の受益証券の自動買付を行うこととします。

(自動買付の方法およびその停止等)

- 第3条** 前条第2項の収益分配金は、支払いの都度、当該外国投資信託の目論見書記載の方法、および所定の方法によりお客さまに代わって当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後、お客さまの証券取引口座に繰り入れ、当社所定の期日に、当該外国投資信託の目論見書記載の方法、価格、および所定の方法により、当該外国投資信託の受益証券をお客さまに代わって買付けます。受益証券の買付日、および買付による取得日は、当社が当該外国投資信託所定の手続きに鑑み定める収益分配金受領後の一定期間を経た日とします。
- 2 取得された外国投資信託の受益証券の所有権およびその元本、または果実に対する請求権は、前項の取得日からお客さまに帰属するものとします。
- 3 自動買付は、当該外国投資信託の目論見書に定められた最低申込金額を最低単位として、収益分配金のうち最低申込金額に満たない金銭は、お客さまがあらかじめ申出た方法にてお支払いするものとします。なお収益分配金のうち最低申込金額を超えた場合であっても、買付単位に満たない金銭は、当該外国投資信託の発行通貨建てにて、お客さまの証券取引口座に入金するものとします。
- 4 自動買付にかかる手数料等は不要とします。
- 5 自動買付を停止する場合、お客さまは、当社所定の手続きにより申し込むものとします。ただし、第1項に従い既に当社が収益分配金を受領している場合は、自動買付の停止の効力は、既に当社が受領した収益分配金の自動買付による当該外国投資信託の受益証券の取得後に生じるものとします。
- 6 前項に従って自動買付を停止した後、お客さまが自動買付の再開を申し込む場合は、第2条第1項の手続きに従い、再度申込みをするものとします。
- 7 NISA口座でお預りしている外国投資信託の収益分配金は、自動買付の対象とはなりません。
- 8 特定口座および一般口座でお預りしている外国投資信託の収益分配金は、自動買付の対象となります。特定口座と一般口座の両方開設されている場合には特定口座にて買付します。
- 9 第7項および第8項は、法人のお客さまには適用しないものとします。

(解約)

- 第4条** 本契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものとします。
- (1) お客さまが所定の手続きを経て本契約の解約を申出たとき
 - (2) 当社が当該外国投資信託に関する累積投資業務を営むことができなくなったと判断したとき
 - (3) 本契約にかかる当該外国投資信託の受益証券が償還されたとき
 - (4) 法令諸規則等に照らし合理的な理由に基づき、当社がお客さまに対し一定の猶予期間をおいて解約を申出たとき

(その他)

- 第5条** 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。
- 2 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2023年7月

三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード取扱約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客さまが三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）の三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード（以下「カード」といいます。）を利用して行うことができる取引の内容、その他カードに関する取決めです。

2 この約款に定めのない事項については、証券取引約款、MRF累積投資約款等により取扱います。

(カードの発行)

第2条 当社に証券総合口座を有し、この約款を承認し、当社所定の申込書に必要事項を記入の上、カードをお申込みいただき、当社がこれを認めたお客さま（以下「カード利用者」といいます。）にカードを発行します。

(カードの利用目的)

第3条 カード利用者は、第6条で定める取引を行うためにカードをご利用できます。

(カードの貸与と利用方法)

第4条 当社はカード利用者に対しカードを貸与します。

2 カードの所有権は当社に属し、カード利用者は善良なる管理者の注意をもって使用し保管するものとします。また、カード利用者は当社から請求のあった場合には直ちにカードを返還するものとします。

3 カード利用者はカードのお申込み時に暗証番号を当社に届け出るものとします。

4 カードおよび暗証番号はカード利用者本人のみが利用できるものとします。カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。

5 カードの有効期限は別途定める場合があります。

6 カードは他人に譲渡、貸与、質入れまたは担保に供することはできません。

(提携先ATM等による利用)

第5条 カード利用者は、当社が現金自動取引機等（以下「ATM等」といいます。）による現金預入支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の設置するATM等での取引にカードを利用することができます。

(提携先ATM等での取扱方法)

第6条 カード利用者は、提携先のATM等によりカードを確認し、ご使用の暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合、次の取引を行うことができます。

(1) 国際のMRF（マネー・リザーブ・ファンド、以下同じ。）、三菱UFJMRF、三菱MRFおよびダイワMRF（以下あわせて「MRF」といいます。）のお預入れおよびお引出し。

この場合、カード利用者からその都度の所定の引出請求書等の受入れは不要とします。

(2) その他、証券取引その他当社が取り扱う商品に関する取引のうち当社が定めた取引。

2 提携先のATM等を利用して現金をお預入れまたはお引出しいただける金額は、当社の定めた金額（お客さまが限度額を指定した場合には当該金額）の範囲内とします。

ただし、提携先のATM等により異なる場合があります。

3 停電、故障等により提携先のATM等のお取扱いができないときは、当該提携先窓口でのお取扱いは受けられません。

(取扱いの制限)

第7条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、カード利用者には通知することなくカードの利用を制限させていただきます。なお、この制限により生じるカード利用者の損害については、当社は一切責任を負いません。

(1) 返還していただく必要のある証書等がある場合

(2) カード利用者の口座に立替金がある場合、信用取引等の委託保証金等が不足する場合

(3) 当社よりカード利用者のお届出住所宛に送付した郵便物が住所変更手続きが行われていないなどの理由により返戻された場合

(4) 当社が取引の健全性に照らし、不相当と判断する場合

(5) その他、当社の定める未精算事項のある場合

(6) 第3条に定める利用目的に反する利用がなされている場合

(7) お客さまによるカード利用が不相当であると当社が認めた場合

(カードの紛失、盗難)

第8条 カードを紛失した場合、また偽造・盗難にあった場合など他人に使用されるおそれが生じた場合もしくは他人に使用されたことを認知した場合は、すみやかに所定の手続きにより当社まで届け出ていただきます。

2 カードを喪失した場合のカードの再発行は当社が適当と認めた場合に行い、その際に保証人による保証を求めることがあります。

(届出事項の変更)

第9条 氏名、暗証番号、印鑑、その他の届出事項に変更があったときは、カード利用者は所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。このお届出以前に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

(解約等)

第10条 この約款による契約は、次の事由に該当したときに解約され、以後カードのご利用はできなくなります。

- (1) カード利用者が、当社所定の方法により当社との取引の取止めまたはカードの利用の取止めをお申出になったとき
 - (2) カード利用者が、当社所定の方法により証券総合口座の解約手続きを行ったとき
 - (3) 証券取引約款の定めに基づき証券総合口座が解約されたとき
 - (4) カードの改ざん、不正使用等、当社がカードの利用を不適当と認め、この約款による契約の解約を通知したとき
 - (5) 第2条に基づき当社がカードを発行した後、当社の定める期間内にカード利用者がカードを受領されないとき
 - (6) カードによるお預入れまたはお引出しがなく当社が定める一定期間を経過したとき
- 2 前項に基づきこの契約が解約される場合、カード利用者は、カードを当社へご返却いただくものとします。ただし、以下のいずれかの場合には当社へのカードのご返却は不要とします。
- (1) カード利用者が、カードに切り込みを入れて破棄することを当社所定の方法によりお申出いただく場合
 - (2) カード利用者が、カードを紛失されている場合等、返却できないことを当社所定の方法によりお申出いただく場合
 - (3) 当社がカードのご返却を不要と認めた場合
- 3 前項(2)において、カードを発見された場合には、すみやかに当社に返却してください。ただし、前項(1)によるお申出をいただいた場合はこの限りではありません。

(免責事項)

第11条 カードまたは暗証番号につき、照合等により暗証番号の一致を確認したお支払いについて生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

(偽造・盗難カードの特例措置)

第12条 前条にかかわらず、真正カード(本約款第2条に基づきカード利用者に交付されたカードであって、金融商品取引法第2条第8項に定める金融商品取引業務および同法第35条第1項に定める付随業務に伴いカード利用者からお預りした資産に係るATM等を通じた金銭の引出し(以下「ATM引出し」といいます。)のための機能を有するものをいいます。以下同じ。)以外のカードにより、不正なATM引出しが行われた場合には当社は以下の取扱いをいたします。

- (1) 偽造カード(真正カード以外のカードその他これに類似するものをいいます。以下同じ。)によるATM引出しがなされたカード利用者に対して、当該ATM引出しによって引出された金銭に相当する金額(当該ATM引出しに伴って手数料その他これに類似するものが引落とされている場合は、その金額を含みます。以下同じ。)の補償をいたします。
- (2) 盗難カード(盗取された真正カードをいいます。以下同じ。)によるATM引出しがなされたカード利用者に対して、次に掲げる事項のいずれにも該当するときは、当該ATM引出しによって引出された金銭に相当する金額の補償をいたします。
 - イ カード利用者が当該盗難に気付いてから、速やかに当社への通知が行われていること
 - ロ 当社の調査に対し、カード利用者より、遅滞なく当該盗難に至った事情その他の当該盗難に関する状況について十分な説明が行われていること
 - ハ カード利用者が当社に対し、警察署に当該盗難に係る届出を提出していることその他の当該盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(偽造・盗難カードに係る補償の責任の免除)

第13条 前条第1項(1)に定める当社の偽造カードに係る補償の責任については次に掲げる事由による場合には免じられます。

- (1) 当社がカード利用者の故意により当該ATM引出しが行われたことを証明した場合
 - (2) 当社が当該ATM引出しについて善意でかつ過失がなく、かつカード利用者の重大な過失により当該ATM引出しが行われたことを当社が証明した場合
- 2 前条第1項(2)に定める当社の盗難カードに係る補償の責任については、次に掲げる事由による場合には免じられます。
- (1) 当社がカード利用者の故意により当該ATM引出しが行われたことを証明した場合
 - (2) 当社が当該ATM引出しについて善意でかつ過失がないことおよび次のいずれかに該当することを証明した場合
 - イ 当該ATM引出しがカード利用者の重大な過失により行われたこと
 - ロ 当該ATM引出しがカード利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人または家事使用人によって行われたこと
 - ハ カード利用者が、被害状況に係る当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - (3) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随して真正カードが盗難にあったことを当社が証明した場合

- (4) 前条第1項(2)イに定める当社への通知が、当該盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難カードを用いて行われたATM引出しが最初に行われた日)から2年を経過する日後に行われた場合
- (5) 当該ATM引出しが、前条第1項(2)イに定める当社への通知がなされた日の30日(当該通知をすることができないやむをえない事情があることをカード利用者が証明したときは、その事情が継続している期間の日数を加えた日数)前の日の前に行われていた場合

(盗難カードに係る補償の一部減額)

第14条 前2条にかかわらず、当社による盗難カードに係る補償は、当社が当該ATM引出しが盗難カードを用いて行われたことについて善意かつ無過失であることおよびカード利用者に過失(重大な過失を除く)があることを当社が証明した場合は当該ATM引出しによって引出された金銭に相当する金額の4分の3またはそれ以上の金額といたします。

(請求権の移転)

第15条 当社が、カード利用者に対し、偽造カードまたは盗難カードに係る補償を行った場合には次のいずれかに掲げる請求権の全部または一部が当社に移転するものとします。

- イ 偽造カードまたは盗難カードを用いて行われたATM引出しが弁済または貸付けの効力を有しない場合にカード利用者が当社に対して有する当該ATM引出しに係る顧客資産の返還請求権
- ロ 偽造カードまたは盗難カードを用いて行われたATM引出しが弁済または貸付けの効力を有する場合にカード利用者が当該ATM引出しを受けた者その他の第三者に対して有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権

(約款の変更)

第16条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

ご利用に際してのご注意事項

- ① 他人に暗証番号を知らせたり、カードを渡さないようにしてください。
- ② 暗証番号をカードに書き記し、携行・保管しないでください。
- ③ 暗証番号は生年月日、ご自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバー、ロッカー、貴重品ボックスなど金融機関取引以外で使用する番号としないようにしてください。
- ④ 暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともにカードを携行・保管しないようにしてください。
- ⑤ 暗証番号を容易に他人が認知できるような形でメモなどに書き記し、カードとともに携行・保管しないようにしてください。
- ⑥ カードを容易に他人に奪われる状態に置かないようにしてください。
- ⑦ カードは高温、磁気等を嫌いますので保管にはご注意ください。
- ⑧ カードを紛失、偽造・盗難など他人に使用されるおそれが生じた場合もしくは他人に使用されたことを認知した場合、およびカードが汚損、破損した場合はすみやかに当社(フリーコール 0120-03-2344)までご連絡ください。

*①②は三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード取扱約款における重大な過失の典型例です。

*③④⑤⑥は三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード取扱約款における過失の典型例です。

*⑧は当社に偽造・盗難カードの補償を請求する場合必要となります。

2023年7月

オンライントレード・テレフォントレード利用規定

(規定の趣旨)

- 第1条** この規定は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するオンライントレードおよびテレフォントレード（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する取決め（以下「本規定」といいます。）です。
- 2 お客さまがご利用になる本サービスに関する権利義務関係は、本規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している証券取引約款、各種累積投資約款、その他の約款および規定等の定めるところによります。

(本サービスの内容)

- 第2条** お客さまが本サービスを利用して行うことができる内容は、次のうちお客さま毎に当社が定めるものとします。
- (1) 証券取引
(2) 入出金手続き
(3) 投資情報の利用
(4) その他、当社が提供するサービス
- 2 本サービスは、次の形態によりご利用いただくものとします。
- (1) オンライントレードでは、インターネットに接続したパソコン等による「インターネットトレード」およびスマートフォンによる「スマートフォンサービス」
(2) テレフォントレードでは、電話機を利用した自動音声応答システムによる「ボイストレード」および電話機を利用した有人才オペレーターが対応する「コールセンター」

(法令等の遵守)

- 第3条** お客さまは本サービスのご利用にあたり、本規定のほか日本国内の諸法令ならびに金融商品取引所、日本証券業協会およびその他当該商品の取引等の規制を行う団体等の諸規則等（以下「法令等」といいます。）を遵守するものとします。

(本サービスの利用の申込み)

- 第4条** お客さまは、次の(1)から(4)のすべてを満たしている場合、当社が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。ただし、次の(1)から(4)の一部を満たさない場合でも、当社の別途定める要件を満たしている場合、本サービスのうち一定の形態についてお申込みいただくことができます。
- (1) 日本国内に居住する個人であること
(2) 満18歳以上であること
(3) 証券総合口座を開設いただいていること
(4) 本サービスの内容を理解し、お客さまの責任において本サービスをご利用いただけること
- 2 本サービスのうち、オンライントレードのみご利用のお申込みはできません。
- 3 当社は、お客さまが本サービスをご利用いただくことが不適当であると認めた場合には、本サービスのお申込みをお断りすることがあります。
- 4 本サービスをお申込みいただいた後、当社が当該お申込を承諾した場合は、当社からオンライントレードおよびテレフォントレードにかかるパスワード（以下それぞれ「オンライントレード・仮パスワード」、「テレフォントレード・仮パスワード」といい、併せて「仮パスワード」といいます。）を、お客さまあてに、当社所定の方法にてご連絡します。お客さまは、仮パスワードを必ずご確認いただき、変更したパスワードを当社に届け出るものとします。

(本サービスの利用)

- 第5条** 本サービスは、お客さまの口座番号およびお客さまがあらかじめ当社に届け出たパスワード（仮パスワードを含みます。）とお客さまが入力した口座番号およびパスワードの一致その他の当社が定める本人認証方法（以下「本人認証方法」といいます。）により本人確認が完了した場合に利用できるものとし、当社は、本人確認が完了した本サービスの利用によるお取引等をお客さまご自身のお取引等として取り扱います。
- 2 前項にかかわらず、お客さまがご利用の他のサービスと本サービスの認証連携手続き等をお客さまご自身で実施した際は、当該他のサービスのIDや他サービスパスワード等を利用することで本サービスを利用できる場合があります。
- 3 本サービスのうちオンライントレードのご利用にあたっては、お客さまは連絡可能なメールアドレスを当社の定める方法でご登録いただくものとします。
- 4 本サービスのご利用に際し必要となる機器、回線および本人認証方法のためのアプリ等は、お客さまにご用意いただくこととし、これらに係る諸費用はお客さまのご負担となります。
- 5 お客さまにご用意いただいた機器または回線により、ご利用いただける本サービスの内容が制限される場合があります。
- 6 本サービスの具体的な内容、操作方法等について、当社はその内容を著した取扱説明書等でお客さまに案内し、お客さまは本規定ならびに取扱説明書等により本サービスをご利用いただくものとします。

(第三者による利用の禁止等)

- 第6条** お客さまは口座名義人であるお客さま以外の者（お客さまの配偶者や親族を含みます。以下「第三者」とい

います。)に本サービスを利用させることはできないものとします。

- 2 お客さまは本サービスのご利用に際し、第三者による利用がなされた場合またはそのおそれがある場合は、遅滞なく当社コールセンター（コールセンターシステムに障害が発生し、受電が不可能な場合は、お取扱店）に連絡し、本サービスの利用停止など必要な処置をお申し出いただくものとします。
- 3 当社はお客さまによる本サービスのご利用に際し、第三者による利用がなされた、または、そのおそれがあると認められた場合は、通常行われる連絡手段によりお客さまに通知するとともに、お客さまによる本サービスのご利用を一時的に停止できるものとします。ただし、当社が必要と認められた場合は、お客さまへ事前に通知することなく本サービスのご利用を一時的に停止できるものとします。
- 4 前項による一時的なご利用の停止は、当社がお客さまのご利用の状況が確認でき、利用再開にあたって支障がないと認められた場合、停止を解除することとします。

(電子メール送信のご同意)

第7条 お客さまは、第5条第3項でご登録いただいたメールアドレス（以下「メールアドレス」といいます。）へ当社が以下の電子メールを送信することにご同意いただいたものとします。

- (1) お客さまがメールアドレスをご登録またはご変更された時に、当社からメールアドレスの確認を行うための通知
- (2) 本サービスを提供するにあたり必要な証券取引に関する情報
- (3) 出金申込や振込先指定口座を含むお客さまによるご登録内容の変更時の通知
- (4) 本人認証方法に関する通知その他リスクの観点から当社が必要と判断した通知
- (5) その他本サービスに付随する情報等

(利用時間)

第8条 お客さまが本サービスをご利用いただける時間は、当社が定める時間とします。

(取引の種類)

第9条 お客さまが、本サービスを利用して有価証券の売買注文（以下「売買注文」といいます。）、募集申込、新規公開株式を購入することができる権利の抽選参加のお申込、既公開株式等の購入希望のお申出、および出金の申込等（以下、総称して「注文等」といいます。）を行うことができる商品および取引の種類は、当社が別途定めるものとします。

(取扱銘柄)

第10条 お客さまが本サービスを利用して注文等を行うことができる銘柄は、当社が定める銘柄とします。なお、金融商品取引所が取引を規制している銘柄および当社が自主的に取引を制限している銘柄（以下「規制銘柄等」といいます。）については、売買注文はできません。

- 2 規制銘柄等は事前に通知することなく変更することがあります。

(数量の範囲)

第11条 お客さまが本サービスを利用して当社に売付の注文を行うことができる数量は、証券取引約款または当該売付を行う商品の約款および約諾書等に基づき当社がお客さまからお預りしている数量の範囲内であり、かつ当社が定める数量の範囲内とします。

- 2 お客さまが本サービスを利用して当社に買付の注文、または募集申込を行うことができる数量は、当社が定める金額の範囲内の数量であり、かつ当社が定める数量の範囲内とします。
- 3 お客さまが同一営業日に同一銘柄の売買注文を行うことができる回数は、当社が定める回数の範囲内とします。
- 4 売買注文を行うことができる数量は、金融商品取引所の規制等により、事前にお客さまに通知することなく変更することがあります。

(注文等の受付)

第12条 お客さまが本サービスを利用して行う注文等は、次に定める時点をもって受付けたものとします。

- (1) オンライントレードまたはボイストレードを利用した注文等は、注文等の内容入力後、お客さまがその内容の確認入力をされ、その入力内容を当社が受信した時点
 - (2) コールセンターを利用した注文は、当社が注文等の内容を復唱し、その内容をお客さまが確認された後、当社が当該注文等入力処理を完了した時点
- 2 当社は、お客さまの注文等が次の（1）から（6）のいずれかに該当する場合は、受付を行わない場合があります。
 - (1) 法令等または本規定に定める事項のいずれかに反する、または、反するおそれがあると当社が認めた場合
 - (2) 第9条、第10条または第11条に定める事項のいずれかに反している場合
 - (3) 当社が定める内部者によるお取引に該当する売買注文の場合
 - (4) 金融商品取引所が有価証券の売買取引の停止を行った場合に効力を失うことを条件とする売買注文の場合
 - (5) 空売り注文である場合
 - (6) 当社が交付すべき書類を交付していない場合、あるいは、徴求すべき書類を徴求していない場合

(注文等の有効期限)

第13条 お客さまが本サービスを利用して行う注文等の有効期限は、当社が商品毎、銘柄毎に定める期限の範囲内と

します。

(注文等の取消・変更)

第14条 本サービスまたはお取扱店を利用した注文等の取消もしくは変更（以下「取消注文等」といいます。）は、当社が定める時間内にお客さまが本サービスまたは当社が定める方法により行うことができるものとします。ただし、売買注文については約定していない場合に限りです。

2 取消注文等の受付時点は、第12条第1項の規定を準用するものとします。

(執行等)

第15条 お客さまが本サービスを利用して行った注文等および取消注文等は、第12条第1項または第14条第2項に定める受付を完了した時以降で、売買注文の場合は当該商品の取引が通常行われる金融商品取引所で最初に取引が可能となる時に執行、また募集申込の場合は当社の定める時間に速やかに処理します。

2 当社は、お客さまが本サービスを利用して行った注文等および取消注文等が次のいずれかに該当する場合は、お客さまに通知することなくその執行または処理（以下「執行等」といいます。）を行わない場合があります。

(1) 当社が注文等の受付を完了した後、売買注文の場合は執行するまで、募集申込の場合は処理するまでに当該注文等が法令等または本規定に定める事項のいずれかに反する、または、反するおそれがあると当社が認める場合

(2) 売買注文の注文値段が金融商品取引所で定める制限値幅を超過した場合

(3) 売買注文の注文値段が金融商品取引所で定める呼び値の単位に合致しない場合

(4) お客さまの取引状況が差金決済取引となる場合

(5) お客さまの口座に立替金その他の不足金がある場合

(6) お客さまの売買注文の内容が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が認める場合

(7) その他、当社が取引の健全性等に照らし、不適当と認める場合

(注文等の照会)

第16条 本サービスを利用した注文等ならびに取消注文等の内容およびその執行等の結果について、お客さまは本サービスの照会機能によってご照会いただくものとし、当社からの電話等による連絡は行わないものとします。

(繰越注文の取扱い)

第17条 売買注文の有効期限を2営業日以上とする注文について、第11条、第12条、第14条、第15条の取扱いは別途定めるものとします。

(取引内容の確認)

第18条 本サービスのご利用による注文等の内容について、当社とお客さまの間で疑義が生じた場合は、お客さまが本サービスをご利用された時の当社記録内容をもって処理するものとします。

(投資情報)

第19条 お客さまが本サービスによりご利用いただける投資に関する情報（以下「投資情報」といいます。）の内容は、お客さま毎に当社が定めるものとします。

2 投資情報の著作権は、株式会社QUICKおよび金融商品取引所など投資情報を提供する会社（以下「情報提供会社」といいます。）ならびに当社のいずれかまたは双方に帰属します。お客さまは次の行為を行えないものとします。

(1) 投資情報を営業に利用すること

(2) 投資情報を第三者に提供すること

(3) 投資情報を第三者と共同して利用すること

(4) 投資情報の再配信を行うこと

(5) 投資情報を加工すること

(6) 投資情報の複写もしくは加工したものを第三者に提供すること

(7) その他、投資情報をお客さまご自身の証券投資以外の目的で利用すること

3 お客さまは、投資情報のご利用にあたり、次の(1)から(4)について同意いただくものとします。

(1) 投資情報の提供が、お客さまが投資判断を行うことを目的とし、有価証券の売買その他の取引等の申込みまたは勧誘を目的としたものではないこと。また、投資にあたっての最終判断は、お客さまご自身によりなされるものであること

(2) 投資情報は、その内容の正確性、完全性または適時性を保証するものではないこと

(3) 技術上不可避な理由によって情報伝達の遅延や中断が生じる場合があること

(4) 投資情報をご利用いただいたことにより、損害を被った場合において、お客さまは当社および情報提供会社に損害の賠償を請求できないこと

4 当社は、提供する投資情報について、お客さまごとに、利用期限ならびに利用料金のいずれかまたは両方を定め、当該利用料金についてお支払いいただくことがあります。

(本サービスの停止)

第20条 当社は、次のいずれかの事由によりお客さまにあらかじめ通知することなく本サービスの一部または全部を停止することがあります。

(1) 機器の保守・点検

(2) お客さまの登録内容または取引内容が第3条に定める法令等の遵守義務に反するおそれがあると当社

- が認めた場合
- (3) お客さまにお届けいただいた住所、またはメールアドレスに、当社より送付した郵便物または電子メールが不着となった場合
 - (4) 他の口座で既に利用されているメールアドレスまたはパスワードをお客さまがお届けいただいた場合であって、当社が必要であると認めた場合
 - (5) 当社が定める一定の期間において、当社が定めるサービスをご利用いただけなかった場合
 - (6) 第19条第4項に定める利用料金を当社が定める期日までにお支払いいただけない場合
 - (7) その他、当社が必要であると認めた場合

(サービス内容の変更等)

第21条 当社は、あらかじめお客さまに通知することなく、本サービスにおけるサービスの内容または本サービス利用時に必要となる通信形態、通信機器に関する定めを変更することがあります。

- 2 当社の判断により、すべてのお客さまに対して、本サービスの一部または全部を終了することがあります。

(本サービスの解約)

第22条 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。

- (1) お客さまが、当社が定める方法により本サービスの解約を申し出られた場合。
 - (2) 第4条第1項(1)、(3)もしくは(4)または当社の別途定める要件を満たさなくなった場合。
 - (3) テレフォントレード・仮パスワード(お客さまからのお申し出により再発行したものを含みます。以下同じ。)を記載した書類を当社が定める回数郵送したにもかかわらず、お客さまがその受取りを行われなかった場合。
ただし、不着となった書類がテレフォントレード・仮パスワードの記載を含む場合に限り、(4)を除く。
 - (4) お預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過した場合。
 - (5) 第6条第2項、第3項または第20条第1項(2)および(4)から(7)のいずれかに定める本サービスの提供の全部停止の要因が生じた場合において、当社が定める一定期間お取引がない場合。
 - (6) 第19条第2項(1)から(7)のいずれかに反した、または、反したと当社が認めた場合。
 - (7) 第20条第1項(3)に定める郵便物不着の事由により本サービスの一部または全部の停止が行われてから、当社がお客さまの正しい住所を確認すべく相応の努力をしたにもかかわらず、当社の定める一定期間が経過した後も確認に至らなかった場合。
ただし、不着となった書類がテレフォントレード・仮パスワードの記載を含む場合に限り、(8)を除く。
 - (8) 当社が本サービスをご利用いただくことを不適当であると認めた場合。
- 2 次に掲げるいずれかに該当する場合は、オンライントレードのご利用は解約されます。
 - (1) お客さまが当社の定める方法によりオンライントレードのご利用の解約を申し出られた場合
 - (2) オンライントレード・仮パスワード(お客さまからのお申し出により再発行したものを含みます。以下同じ。)を記載した書類当社が定める回数郵送したにもかかわらず、お客さまがその受取りを行われなかった場合。
ただし、当該書類がオンライントレード・仮パスワードのみ記載のものである場合に限り、(3)を除く。
 - (3) 第20条第1項(3)に定める郵便物不着の事由により本サービスの一部または全部の停止が行われてから、当社がお客さまの正しい住所を確認すべく相応の努力をしたにもかかわらず、当社の定める一定期間が経過した後も確認に至らなかった場合。
ただし、不着となった書類がオンライントレード・仮パスワードのみ記載のものである場合に限り、(4)を除く。
 - (4) 当社が、オンライントレードをご利用いただくことが不適当であると認め、オンライントレードのご利用の解約を申し出た場合

(免責事項)

第23条 当社は、次に掲げるお客さまの損害等については、その責を負いません。

- (1) お客さまがあらかじめ当社に届け出たパスワード、仮パスワード(お客さまからのお申し出により再発行したものを含みます。)その他の本人認証方法に係る情報またはお取引等に係る情報が漏洩、詐取、盗取その他の事由により第三者に取得され不正に利用されたことにより生じた損害等
- (2) 本人認証方法により本人確認が完了した本サービスの利用によるお取引等により生じた損害等
- (3) 本人認証方法による本人確認の遅延に起因して、お客さまが適時に本サービスをご利用できなかったことにより生じた損害等
- (4) 第5条第5項に基づきサービスの内容が制限されたことにより生じた損害等
- (5) 当社が定める以外の通信機器もしくは回線等を使用し、お客さまが本サービスをご利用された場合、そのために生じた損害等
- (6) 第6条第2項に定めるお申し出を行う前に生じた損害等
- (7) 第6条第3項および第4項、第20条、第21条ならびに第22条の規定により生じた損害等
- (8) 第10条第2項に基づき、規制銘柄等が変更されたことにより生じた損害等
- (9) 第11条第4項に基づき、売買注文の数量の変更が行われたことにより生じた損害等
- (10) 本サービスによる売買注文および取消注文等を受付後、その内容を確認し相当な時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、当該時間中における市場価格の変動等により生じた損害等
- (11) 第12条第2項(1)から(6)のいずれかに基づき注文等の受付を行わなかったことにより生じた

損害等

- (12) 第15条第2項(1)から(7)のいずれかに基づき注文等および取消注文等の執行等を行わなかったことにより生じた損害等
 - (13) やむを得ない事由による本サービスの提供の中止または中断、もしくは内容等の変更により生じた損害等
 - (14) その他当社の責に帰すことができない事由により生じた損害等
- 2 当社および情報提供会社は、次に掲げるお客さまの損害等については、その責を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。
- (1) 通信機器、通信回線、アプリ、コンピューター等のシステム障害によって生じた損害等
 - (2) 電話回線、専用回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより生じた損害等
 - (3) 本サービスにより提供する投資情報の内容に基づき投資された場合に生じた損害等
 - (4) 本サービスにより提供する内容につき、その誤謬、欠陥、省略、停滞、中断等のために生じた損害等
 - (5) 本サービスにより提供する投資情報の内容について、公正な価格形成または円滑な流通を阻害している、もしくは阻害するおそれがある等と当社または金融商品取引所が判断し、提供する情報内容の全部もしくは一部の変更または提供の中止を行った場合、そのために生じた損害等

(規定の変更)

第24条 本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2026年2月

オンライントレードによる公開株式の購入申込等にかかる利用規定

(規定の趣旨)

- 第1条** この規定は、お客さまが三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）のインターネットトレードおよびスマートフォンサービスを利用して行う、新規公開株式を購入することができる権利の抽選（以下単に「抽選」といいます。）への参加のお申込、海外公開株式、非上場公募株式、新株予約権付社債、不動産投資信託等の購入希望のお申込、および既公開株式の公募・売出株式（海外公開株式、非上場公募株式、新株予約権付社債、不動産投資信託等を含め、以下「既公開株式等」といいます。）の購入希望のお申込、ならびに新規公開株式の抽選での当選による配分、および新規公開株式と既公開株式等（以下あわせて「新規公開株式等」といいます。）の当社からの配分に基づく購入申込にかかるサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取決め（以下「本規定」といいます。）です。
- 2 お客さまがご利用になる本サービスに関する権利義務関係は、本規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、その他の約款および規定等の定めるところによります。

(本サービスの内容)

- 第2条** お客さまは、本サービスを利用して当社が定める新規公開株式を購入することができる権利の抽選に参加することができます。抽選による配分は「募集等に係る株券等のお客さまへの配分に関する基本方針」に基づき行います。
- 2 お客さまは、当社が定める形態により本サービスを利用して当社が定める既公開株式等の購入希望をお申出いただくことができます。配分にあたっては、「募集等に係る株券等のお客さまへの配分に関する基本方針」に基づき行います。
- 3 新規公開株式等について前2項に基づき当社からの配分を受けたお客さまは、第11条に定める購入のお申込を行うことができます。

(法令等の遵守)

- 第3条** お客さまは本サービスのご利用にあたり、本規定のほか日本国内の諸法令ならびに金融商品取引所、日本証券業協会およびその他本サービスで取扱う商品の取引等の規制を行う団体等の諸規則等（以下「法令等」と総称します。）を遵守するものとします。

(本サービスの利用)

- 第4条** お客さまは、次の（1）から（4）をすべて満たしている場合、当社が定める方法により本サービスをご利用いただくことができます。
- （1） オンライントレード・テレフォントレードをご利用いただけること
- （2） 当社の証券取引約款およびオンライントレード・テレフォントレード利用規定等に掲げる他の条項による本サービスのご利用制限を受けていないこと
- （3） 本サービスの内容を理解し、お客さまの責任において本サービスをご利用いただけること
- （4） 新規公開株式を購入することができる権利の抽選への参加については、次の各号に定める要件を満たしていること
- ① オンライントレード電子交付サービス利用規定に従い、本サービスにかかる目論見書および契約締結前交付書面（以下「目論見書等」といいます。）について、電子交付サービスにより受領いただけること
- ② お客さまが抽選参加をお申込みになる時点から当社が定める日までの間、お客さまのお取引口座における金銭およびMRFの合計から当社の定める金額を差し引いた金額が購入概算金額以上となるようにしていただくこと
- ③ お客さまが抽選による配分を受けて購入のお申込をされる場合には、お客さまの指示なく、お客さまのお取引口座における金銭およびMRFを、当社が当該購入代金として充当することに同意いただけること
- 2 本サービスの具体的な内容、操作方法等について、当社は取扱説明書等でお客さまに案内し、お客さまは本規定および取扱説明書等により本サービスをご利用いただくものとします。
- 3 本サービスのご利用に際し必要となる機器、および回線等は、お客さまによりご用意いただくこととし、これらにかかる諸費用はお客さまのご負担とします。
- 4 お客さまにご用意いただいた機器または回線等により、ご利用いただける本サービスの内容が制限される場合があります。
- 5 当社が不適当と判断した場合には、特定のお客さまの本サービスのご利用を停止することができるものとします。

(利用時間)

- 第5条** お客さまが本サービスをご利用いただける時間は、当社が定める時間とします。

(取扱銘柄・数量・価格)

- 第6条** お客さまが本サービスを利用して抽選参加のお申込ができる新規公開株式の銘柄および数量、ならびに購入希望のお申出ができる既公開株式等の銘柄および数量は当社が定めるものとします。また、当該新規公開株式等の購入価格についてはその募集または売出しの価格とします。

(抽選参加等申込回数の範囲)

第7条 本サービスのご利用にあたり、お客さまが新規公開株式にかかる抽選参加のお申込ができる回数、および既公開株式等の購入希望のお申出回数は1銘柄につき1回に限るものとします。ただし、取消しされたものについては回数に含めません。

(抽選参加の申込等)

- 第8条** お客さまが本サービスを利用して新規公開株式の抽選参加のお申込、および当該申込の撤回ができる期間は、新規公開株式ごとに当社が定めるものとします。
- 2 お客さまが本サービスを利用して既公開株式等の購入希望のお申出、および当該申出の撤回ができる期間は、既公開株式等ごとに当社が定めるものとします。
 - 3 以下に該当する場合、当社はお客さまの当該新規公開株式等にかかるすべての抽選参加のお申込、購入希望のお申出、およびそれらの結果を、お客さまに連絡することなくすべて取消することができるものとします。
 - (1) お客さまが複数のお取引口座を利用して本サービスの新規公開株式にかかる抽選参加のお申込、または既公開株式等にかかる購入希望のお申出をされた場合
 - (2) 当社が定める基準によりお客さまの当該新規公開株式等の取得を制限する場合
 - (3) 第4条第1項(2)に反する場合

(抽選方法)

- 第9条** 当社は、新規公開株式に関する募集または売出しの条件決定日において速やかに抽選参加者を対象に抽選を行い、当選者および当選者が当社が定める申込期間終了時までに購入に至らなかった場合の補欠当選者(以下「補欠当選者」といいます。)を決定します。なお、お客さまのお取引口座における金銭およびMRFの合計から当社が定める金額を加減した金額が購入概算金額以上であることを当社が確認できない場合は、抽選の対象としないものとします。
- 2 当社は、当選者の総購入申込株数が当社が定める抽選配分予定数量に満たない場合には、補欠当選者を対象に再抽選を行い、繰上当選者を決定します(以下、当選者と繰上当選者をあわせて「当選者等」といいます。)
 - 3 当社は、前項に定める繰上当選者の決定後は、当選者等の総購入申込株数が当社が定める抽選配分予定数量に満たない場合であっても、再度の抽選は行わないものとします。

(抽選結果等の確認)

第10条 お客さまは本サービスにより当社が受付けた内容および抽選、配分の結果を本サービスの所定の画面で確認していただくものとします。

(購入の申込等)

- 第11条** お客さまは、当社が定める方法で当社が定める期限までに、新規公開株式等の購入申込、または購入の辞退を行っていただくものとします。
- 2 本サービスにより購入をお申込みいただく場合は、当該新規公開株式等の目論見書等について当社が定める方法(当選者等においては、第4条第1項(4)①に定める電子交付サービスを利用する方法に限ります。)で交付を受けたうえでお手続きいただくものとします。
 - 3 お客さまが第1項で定める購入申込、または購入の辞退を行った後は、本サービスではそれらの取消しを行うことはできません。
 - 4 本サービスにおいては、配分を受けた株数のうち一部の株数についての購入のお申込はできないものとします。
 - 5 お客さまが所定の期間内に第1項に記載の方法により購入申込、もしくは購入の辞退をされなかった場合、または第2項に記載の方法により目論見書等の交付を受けなかった場合には、当該銘柄の購入の権利を放棄したものととして取扱います。

(権利放棄等の取扱い)

第12条 当社は、当選者等が購入の辞退をされた場合または前条第5項の適用を受けた場合には、別に定めるところにより、本サービスによるお客さまの新規公開株式の抽選参加のお申込の受付を一定期間停止することができるものとします。また、抽選前のお申込は取り消すことができるものとします。

(権利の譲渡等)

第13条 お客さまは、配分にかかる権利を第三者に譲渡し、または担保に供することはできないものとします。

(サービス内容等の変更)

- 第14条** 当社は、あらかじめお客さまに通知することなく、本サービスにおけるサービスの内容またはサービス利用時に必要となる通信形態、通信機器等に関する定めを変更することがあります。
- 2 当社の判断により、すべてのお客さまに対して、本サービスの一部または全部を終了することがあります。

(本サービスの解約)

第15条 オンライントレード・テレフォントレード利用規定に基づき、オンライントレードが解約された場合、本サービスも自動的に解約されます。

(免責事項)

- 第16条** 当社は、次に掲げるお客さまの損害等については、その責を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。
- (1) 第4条第4項または第5項に基づき、サービスの内容が制限され、または利用が停止されたことにより生じた損害等

- (2) 第8条第3項に基づき、当社がお客さまの抽選参加のお申込、購入希望のお申出、およびその結果を取り消したことにより生じた損害等
- (3) お客さまが第10条に規定する抽選結果等を確認しなかったことにより、新規公開株式等の購入のお申込ができなかったことにより生じた損害等
- (4) 第11条第5項に基づき、お客さまが購入の権利を放棄されたものとして当社が取り扱った場合に生じた損害等
- (5) 第12条に基づき、当社がお客さまの抽選参加のお申込の受付を停止し、または抽選前のお申込を取り消したことにより生じた損害等
- (6) 第14条に基づく本サービスの内容の変更、および第17条に基づく本規定の変更によって生じた損害等
- (7) 当社の定める以外の通信機器もしくは回線等を使用し、お客さまが本サービスをご利用された場合、そのために生じた損害等
- (8) やむを得ない事由による本サービスの提供の中止または中断により生じた損害等
- (9) 通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム障害によって生じた損害等
- (10) その他お客さまの過失により生じた損害等

(規定の変更)

第17条 本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2024年4月

オンライントレード電子交付サービス利用規定

(規定の趣旨)

- 第1条** この規定は、お客さまへの書面の交付に代えて、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）が当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（当社または当社が契約しているデータセンター等の使用にかかる電子計算機と、お客さままたはお客さまが契約しているデータセンター等の使用にかかる電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供する場合の方法等を定めるとともに、この場合のお客さまと当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とします。
- 2 お客さまが「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」に定める「インターネットトレード」および「スマートフォンサービス」（以下あわせて「インターネットトレード等」といいます。）の形態を通じて電磁的方法により書面の交付を受けるサービスに関する権利義務関係は、この規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、その他の約款および規定等の定めるところによります。

(本サービスの内容)

- 第2条** 当社は、お客さまに対し電磁的方法により取引にかかる書面を交付すること（「オンライントレード電子交付サービス」、以下「本サービス」といいます。）ができます。
- 2 当社が、本サービスにより交付（以下「電子交付」といいます。）できる書面の種類は、金融商品取引法その他の法律等に定められている交付書面（目論見書および契約締結前交付書面をいいます。）のうち、当社が定める書面（以下「目論見書等」といいます。）とします。
- ただし、本サービスのご利用形態または目論見書等の種類もしくは商品ごとに、当面本サービスによらず紙媒体により交付する場合があります。この場合、本サービスの提供が開始される際は、当社ホームページにてお客さまにその旨を通知します。

(法令等の遵守)

- 第3条** 本サービスのご利用にあたっては、当社およびお客さまは日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。

(本サービスの方法)

- 第4条** 当社が行う本サービスは、当社ホームページにおいて、お客さまの閲覧に供する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項第1号二の方法）により行います。なお、お客さまにご用意いただいた機器または回線等により、ご利用いただける本サービスの内容が制限される場合があります。
- 2 本サービスの提供にあたっては、当社は次のとおり取扱うものとします。
- (1) 当社は、お客さまが電子交付される目論見書等の記載事項（以下「電子書面」といいます。）を紙媒体に出力できるように、当社ホームページ上で閲覧に供します。
 - (2) 電子書面は Adobe Reader の最新のバージョンにより閲覧できるPDFファイルにより提供するものとします。
 - (3) 本サービスを利用するために必要なOS等に変更が生じる場合は、インターネットトレード等上であらかじめ通知します。
 - (4) 当社は、お客さまが電子書面を閲覧するために必要な情報（リンク先等）を当社ホームページまたはインターネットトレード等上に記録するものとします。
 - (5) 当社は第2条第2項に掲げる目論見書等について、以下の各場合を除き、当社ホームページ上において、電子交付した日から5年を経過する日まで（ただし、これと異なる期間が法令等により定められている書面については当該法令等に基づく期間とします。）、お客さまの閲覧に供するものとします。
 - ① 当社が当該電子書面と同一の内容である紙媒体の目論見書等を交付した場合
 - ② 当社がお客さまより他の電磁的方法等（電子メールを利用する方法、当社ホームページからダウンロードする方法もしくは目論見書等を記録したフロッピーディスクまたはCD-ROM等を交付する方法等）による交付の承諾を得たうえ、当該他の電磁的方法等により当該目論見書等の交付を行った場合
 - (6) お客さまによる本サービスのお申込みおよび解約の申し出に対し当社が承諾を行う日（以下「当社承諾日」といいます。）は、お客さまの申込方法、申込日時等により異なります。当社承諾日については、インターネットトレードに掲載するものとします。

(本サービスの利用の申込み)

- 第5条** お客さまは、当社所定の方法により本サービスのご利用を申込みものとします。
- 2 お客さまは、第2条第2項に定める目論見書等の全てについて、当社から行う本サービスを包括的に申込みものとします。

(本サービスの提供条件)

- 第6条** 当社は、以下の条件のもとに、お客さまに対し本サービスを提供するものとします。
- (1) お客さまは当社において既に「証券取引約款」に基づく証券総合取引をご利用いただいていること
 - (2) お客さまは「オンライントレード・テレフォントレード」をご利用いただいていること
 - (3) お客さまは当社の定める通信機器、通信回線その他の通信形態等によりインターネットを利用できる

- こと
- (4) お客さまは、電子書面を閲覧するために必要なPDFファイルの閲覧用ソフトウェアをご用意いただいていること
 - (5) お客さまは、本サービスを利用するために必要なOS等をお客さまの電子計算機にご用意いただくこと
 - (6) お客さまは、本サービスを利用する場合、必ず電子書面の内容を熟読のうえ、記載事項を確認し理解すること

(お客さまの承諾事項)

第7条 お客さまは本サービスのご利用にあたり、以下の内容についてご承諾いただくものとします。

- (1) お客さまが目論見書等の紙媒体が必要な場合は、お客さまご自身により電子書面を紙媒体に出力していただきます。
- (2) 当社は、目論見書等の種類または商品ごとに、本サービスの提供が終了される旨を当社ホームページにて通知致しますが、その終了以後はお客さまの請求に基づき紙媒体による目論見書等の交付を行うものとします。
- (3) 当社はお客さまにあらかじめ通知のうえ、当社または当社が契約しているデータセンター等が、定期または不定期に行うメンテナンスのために本サービスを中断する場合があります。

(解約)

第8条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約するものとします。

- (1) お客さまが、当社所定の方法により、本サービスの解約を申し出られ、当社がこれを確認した場合
 - (2) お客さまが、第3条に定める法令等に違反した場合
 - (3) お客さまが、第6条各号に定める条件のいずれかを満たさなかった場合
 - (4) 当社の判断により、当社の全てのお客さまに対し、第2条に規定する本サービスの提供を終了した場合
- 2 お客さまが本サービスを解約した場合、すでに本サービスによりお客さまに交付済みの目論見書等については、第4条の規定による方法での交付は行いません。この場合、お客さまの請求に基づき紙媒体により目論見書等を交付するものとします。

(免責事項)

第9条 次に掲げる事項により生じた損害については、当社はその責任を負いません。

- (1) 当社が、第2条第2項に掲げる目論見書等の種類または商品によっては、本サービスの対象としない場合があること
- (2) あらかじめお客さまに通知のうえ、当社または当社が契約しているデータセンター等がメンテナンスのために、本サービスが一時的にご利用になれない場合があること
- (3) 第8条に定める本サービスの解約
- (4) 当社に重大な過失がある場合を除き、本サービスの提供の全てもしくは一部が著しく困難となった場合、目論見書等を電子交付に代えて紙媒体により交付すること
- (5) 当社に重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピューター等の障害による本サービスの伝達遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、欠陥、省略、停滞、中断
- (6) その他当社の責に帰すことができない事情により生じた損害

(規定の変更)

第10条 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2024年4月

オンライントレード報告書等電子交付サービス利用規定

(規定の趣旨)

- 第1条** この規定は、お客さまへの書面の交付（第三者に代わってお客さまに書面を交付する場合も含まれます。）に代えて、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）が当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（当社または当社が契約しているデータセンター等の使用にかかる電子計算機と、お客さままたはお客さまが契約しているデータセンター等の使用にかかる電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供する場合の方法等を定めるとともに、この場合のお客さまと当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とします。
- 2 お客さまが「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」に定める「インターネットトレード」および「スマートフォンサービス」（以下あわせて「インターネットトレード等」といいます。）の形態を通じて電磁的方法により書面の交付を受けるサービスに関する権利義務関係は、この規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、その他の約款および規定等の定めるところによります。

(本サービスの内容)

- 第2条** 当社は、お客さまに対し電磁的方法により各種お取引、保護預り証券および利金・償還金等にかかる書面を交付すること（「オンライントレード報告書等電子交付サービス」、以下「本サービス」といいます。）ができます。
- 2 当社が、本サービスにより交付（以下「電子交付」といいます。）できる書面の種類は、金融商品取引法その他の法律等に定められている交付書面を含めた、以下に掲げる書面（以下「報告書等」といいます。）のうち、当社が定めるもの（以下「電子報告書等」といいます。）とします。なお、電子報告書等の種類および電子交付する日は当社ホームページに掲載します。
- (1) 取引残高報告書
(2) 取引報告書
(3) 利金、分配金、配当金、償還金のお知らせ
(4) 累積投資再投資のご案内
(5) その他当社が定めるもの
- 3 前項に定める電子報告書等について、新たに本サービスの提供を開始する場合または本サービスの提供を終了する場合、当社は当社ホームページまたはインターネットトレード等上にてお客さまにその旨を通知します。

(法令等の遵守)

- 第3条** 本サービスのご利用にあたっては、当社およびお客さまは日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。

(本サービスの方法)

- 第4条** 当社が行う本サービスは、インターネットトレード等上の専用ページまたは当社が別途指定する専用ページ（いずれもお客さまが口座番号およびパスワードを入力して閲覧可能となる専用ページをいいます。以下あわせて「専用ページ」といいます。）において、お客さまの閲覧に供する方法により行います。
- 2 本サービスの提供にあたっては、当社は次のとおり取扱うものとします。
- (1) 当社は、電子報告書等の記載事項（以下「電子書面」といいます。）をお客さまが紙媒体に出力できるように、専用ページ上で閲覧に供します。
- (2) 電子書面は Adobe Reader の最新のバージョンにより閲覧できるPDFファイルにより提供します。
- (3) 本サービスを利用するために必要なOS等に変更が生じる場合は、当社ホームページまたは専用ページ上であらかじめ通知します。
- (4) 電子報告書等について、当社は電子交付した日から5年を経過する日までは、専用ページ上で閲覧に供します。
- (5) 前号にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、当社は当該電子報告書等を消去することができるものとします。
- ① 当社が当該電子書面を印刷した紙媒体により交付する場合
② 当社がお客さまより、本サービスによらない他の電磁的方法等（電子メールを利用する方法、当社ホームページからダウンロードする方法もしくは電子書面を記録したフロッピーディスクまたはCD-ROM等を交付する方法等）による交付の承諾を得たうえ、当該他の電磁的方法等により当該報告書等の交付を行う場合
③ お客さまが当該電子報告書等について消去の申し出を行う場合であって、当社が認める場合
④ 電子書面の正確性を確保する場合等、当社が已むをえぬものと判断する場合
- (6) お客さまによる本サービスのお申込みおよび解約の申し出に対し当社が承諾を行う日（以下「当社承諾日」といいます。）は、お客さまの申込方法、申込日時等により異なります。当社承諾日については、インターネットトレード等に掲載するものとします。

- (7) 当社は、前号のお客さまによる本サービスのお申込みおよび解約に伴う当社承諾日以降、作成基準日が到来する報告書等について、電子報告書等の作成開始および作成終了を行います。各対象報告書等の作成基準日は、当社が定めるものとします。対象報告書等のうち当社が定める報告書等について、当該作成基準日を当社ホームページまたはインターネットトレード等に掲載するものとします。
- (8) 電子交付する日は、電子報告書等ごとに異なり、それぞれの電子交付日は、当社が定めるものとします。また、電子交付日を当社ホームページまたはインターネットトレード等に掲載する電子報告書等については、当社が定めるものとします。

(本サービスの利用の申込み)

第5条 お客さまは、当社所定の方法により本サービスのご利用を申込みものとします。ただし、次の第1号から第4号のいずれかにお客さまが該当する場合は、お申込みいただくことができません。

- (1) 「オンライントレード電子交付サービス」をご利用いただいていない場合
- (2) 「証券総合口座」を開設いただいていない場合
- (3) 日本国内に居住されていない場合
- (4) 当社が本サービスをご利用いただくことを不適当であると認めた場合

- 2 お客さまは、第2条第2項に定める電子報告書等の全てについて、当社から行う本サービスを包括的に申込みいただくものとします。

(本サービスの提供条件)

第6条 当社は、以下の条件のもとに、お客さまに本サービスを提供するものとします。

- (1) お客さまは、当社の定める通信機器、通信回線その他の通信形態等によりインターネット等をご利用できること
- (2) お客さまは、電子書面を閲覧するために必要なPDFファイルの閲覧用ソフトウェアをご用意いただいていること。なお、当該ソフトウェア形式はAdobe Readerの最新のバージョンをご用意いただくものとします。
- (3) お客さまは、本サービスを利用するために必要なOS等をお客さまの電子計算機にご用意いただくこと
- (4) お客さまは、必ず電子書面の内容をご確認いただくこと

(お客さまの承諾事項)

第7条 お客さまは本サービスのご利用にあたり、以下の内容についてご承諾いただくものとします。

- (1) 当社は、お客さまによる本サービスのお申込みにかかる当社承諾日以降に作成される報告書等は紙媒体によらず電子交付します。なお、紙媒体が必要な場合はお客さまが電子書面を印刷するものとします。また、本サービスの解約が行われた日以降に作成される報告書等は電子交付によらず紙媒体により交付します。
- (2) お客さまが本サービスの利用期間中であっても、当社のやむをえない事情により、報告書等を電子交付によらず、紙媒体により交付させていただく場合があります。この場合、電子交付は行われません。
- (3) 当社は、第2条第3項に定める本サービスの提供開始の通知以降、当該報告書等を電子交付し、また本サービスの提供終了の通知以降、当該報告書等を紙媒体により交付します。
- (4) 当社はお客さまにあらかじめ通知のうえ、当社または当社が契約しているデータセンター等が、定期または不定期に行うメンテナンスのために本サービスを中断する場合があります。
- (5) 第4条第2項第4号に定める電子報告書等の閲覧期間が終了するまでの間に本サービスを解約した場合、当該電子報告書等の閲覧期間が終了するまでこの規定に従い第4条第1項に定める「専用ページ」を通じ閲覧することができるものとし、当該電子報告書等の閲覧期間が終了し、かつ、当社で定める期間が終了するまで、引き続きこの規定の条項が継続して適用されます。
ただし、お客さまが当社所定の方法により本サービス解約後の閲覧をご希望されない旨の申し出をいただき、当社がこれを承諾した場合、この規定の適用は終了します。
- (6) 前号に定める「専用ページ」のご利用にあたり、パスワードを紛失された場合、お客さまは当社所定の方法により改めてパスワードを設定いただくことがあります。なお、再設定に際し、本人確認書類等をご提出いただくことがあります。

(禁止行為)

第8条 お客さまは本サービスのご利用にあたり、以下に定める行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスを第三者に利用させること
- (2) 本サービスに関する専用ページの複製、改変、公衆送信、解析その他この規定に定める利用方法以外の行為
- (3) 第3条に定める法令等および公序良俗に反する行為
- (4) お客さま以外の第三者の口座番号およびパスワードまたはその他の情報を不正に取得もしくは利用する行為、またはその他の不正アクセス行為
- (5) 本サービスの運営その他当社の営業を妨害する行為、当社の権利または財産（知的財産権を含みます。以下同じ。）を侵害する行為、本サービスもしくは当社または第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為、当社または第三者になりすます行為、その他態様のいかんを問わず当社に不当な不利益を与える行為

- (6) 前各号のいずれかに該当する行為が行われている第三者のウェブ・サイトへリンクを張る行為
- (7) 前各号の他、合理的な理由により当社が不適当と判断した行為

2 お客さまが前項に違反した場合は、当社がその損害の賠償をお客さまに請求することがあります。

(解約)

第9条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約できるものとします。

- (1) お客さまが、当社所定の方法により、本サービスの解約を申し出られ、当社がこれを承諾した場合
- (2) お客さまが、前条第1項に違反した場合
- (3) お客さまが、第5条第1項各号に定めるお申込み条件のいずれかを満たさなかった場合
- (4) お客さまが、第6条各号に定める提供条件のいずれかを満たさなかった場合
- (5) お客さまが、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」第20条第2号から第7号に定めるオンライントレードのサービスの停止条件に該当した場合
- (6) 当社の判断により、当社の全てのお客さまに対し、第2条に規定する本サービスの提供を終了した場合

(免責事項)

第10条 次に掲げる事項により生じた損害については、当社はその責任を負いません。

- (1) 当社が、第2条第2項に掲げる報告書等の種類または商品によっては、本サービスの対象としない場合があること
- (2) あらかじめお客さまに通知のうえ、当社および当社が契約しているデータセンター等がメンテナンスのために、本サービスが一時的にご利用になれない場合があること
- (3) 第4条第2項第5号に定める電子報告書等の消去
- (4) 第9条に定める本サービスの解約
- (5) 当社および当社が契約しているデータセンター等に重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピューターおよびプログラム等の障害、第三者による侵害および処理件数の突発的増加等による本サービスの伝達遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、欠陥、省略、停滞、中断
- (6) 地震、火災、落雷、風水害その他の天災、戦争等、当社および当社が契約しているデータセンター等の不可抗力により生じた事由
- (7) その他当社の責に帰すことができない事情により生じた損害

(規定の変更)

第11条 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット等またはその他相当の方法により周知します。

以上

2024年4月

振替株式等（上場株式等）の配当金のお受取り方法について

振替株式等（注）の配当金（端株処分代金などを含みます。）のお受取り方法は、以下の株式数比例配分方式、登録配当金受領口座方式もしくは個別銘柄指定方式のいずれかを指定することができます。いずれも指定されない場合は、お客さまのお届出住所に配当金領収証が送付され、配当金支払事務を行う金融機関で配当金をお受取りになることができます。

（注） 振替株式等とは、株式会社証券保管振替機構が株式等の振替制度に基づき取扱う振替株式その他の有価証券等のことをいいます。

1. 株式数比例配分方式

株式数比例配分方式は、証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社」という。）の口座に記載又は記録された振替株式等の数に応じた配当金を、その証券会社等の口座において受領する方式です。

この方式を指定されますと、ご所有のすべての振替株式等（他の証券会社等の口座でご所有の振替株式等を含みます。）の配当金がこの方式で支払われます。このため、一部の銘柄について、登録配当金受領口座方式、個別銘柄指定方式もしくは配当金受領証による支払いを選択することはできません。

なお、ご所有の振替株式等の一部又は全部が特別口座に記載又は記録されているとき及び口座を開設している証券会社等の中に株式数比例配分方式による配当金受領方法を取扱っていない証券会社等があるときは、株式数比例配分方式を指定することができません。

（注） NISA（非課税口座）で投資（買付）した振替株式等の配当金等を非課税でお受取りされる場合は、株式数比例配分方式の指定が必要です。

【同意事項】

- 株式数比例配分方式を指定する場合は、次の事項に同意していただく必要があります。
1. お客さまご名義の振替口座簿に記載又は記録された振替株式等の数に応じた配当金の受領を当社に委任すること
 2. お客さまが他の証券会社等において振替株式等を所有する場合は、当該他の証券会社等の口座に記載又は記録された振替株式等の数に応じた配当金の受領を、当該他の証券会社等に委任すること及びその旨を当該他の証券会社等及び株式会社証券保管振替機構に通知すること
 3. 配当金を代理して受領する証券会社等の名称、証券会社等の配当金受領口座及び証券会社等ごとの受領割合等について、発行会社による配当金の支払のつど、株式会社証券保管振替機構が発行会社（株主名簿管理人）に通知すること
 4. 発行会社がお客さまの受領すべき配当金を、株式会社証券保管振替機構が発行会社に通知した証券会社等に対して支払った場合は、発行会社の配当金支払債務が消滅すること
 5. 証券会社等が代理受領した配当金は、証券会社等の定める振替株式等に関する約款に従い弊社のお客さま口座に入金すること（入金取引残高報告書等でご確認ください）

2. 登録配当金受領口座方式

登録配当金受領口座方式は、あらかじめ指定した1つの銀行口座ですべての振替株式等の配当金を受領する方式です。

この方式を指定されますと、ご所有のすべての振替株式等の配当金が、今回ご指定の銀行等口座に支払われます。このため、一部の銘柄について、株式数比例配分方式、別の銀行口座の振込指定もしくは配当金領収証による支払いを選択することはできません（振替株式等を発行する会社が種類株式を発行している場合、当該種類株式の配当金もご指定の銀行口座に振り込まれます。）。

3. 個別銘柄指定方式

個別銘柄指定方式は、ご所有の振替株式等の銘柄ごとに指定した銀行口座で、振替株式等の配当金を受領する方式です。

株式数比例配分方式又は登録配当金受領口座方式をご指定のお客さまが、個別銘柄指定方式に変更される場合は、同時に株式数比例配分方式又は登録配当金受領口座方式を廃止する必要があります。振替株式等を発行する会社が種類株式を発行している場合は、その配当金も同様に、ご指定の銀行口座に振り込まれます。

【配当金振込指定書記入のご注意事項】

- ①配当金振込指定書は、振替株式等が記載または記録されている一の証券会社等へ提出すれば、他の証券会社等への提出は不要です。当社へ印鑑のお届出のある口座について配当金振込指定書をご提出の際には、お届出印を押印ください。
- ②すでに当社および他社で個別銘柄指定方式を選択されていて、その後、株式数比例配分方式又は登録配当金受領口座方式を指定される場合は、先の個別銘柄指定方式は解除されたものとして取扱います。
- ③登録配当金受領口座方式又は個別銘柄指定方式をご指定の場合には、預金種目（該当のものを○で囲む）、口座番号、口座名義人（フリガナ）を明記してください。記載内容に相違があった場合には、配当金が入金されない場合もあります。
- ④配当金振込指定書が配当金の基準日の前営業日までに提出されない場合、ご指定の方法による配当金のお受取りが、次回の配当金からとなる場合があります。

「外国証券取引口座約款」第33条の規定に関する 「外国にある第三者への個人データの提供」について

- 当社を通じて外国証券のお取引を行う場合は、「外国証券取引口座約款」第33条の規定により、お客様の個人データを、必要に応じて外国当局・保管機関等の第三者に提供する場合があります。
- 当社がお客様の個人データを外国にある第三者へ提供する場合には、個人情報保護法の規定により、同意取得の際に当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等を予め公表することとされておりますが、どの外国当局・保管機関等から、お客様の個人データの提供要請を受けるかを予め把握することはできないため、事前に当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等をお知らせすることはできません。
- 外国証券または預託証券の取引をする際には、発行者または取引所の所在国等の法令等を遵守するため、またはお客様の配当金、利子および収益分配金等の果実を円滑に受領いただくために、当該国等の求めもしくは所定の手続きに応じて、個人データの第三者提供を行わなければならない場合があります。このような場面におきまして、法令等により定められた期限、手続きに応じた対応をできない場合には、最終的にお客様に不利益が生じるおそれがあります。つきましては、お客様に円滑に外国証券または預託証券の取引を行っていただくため、本約款に規定された場面に限り、あらかじめ、個人データの提供に関する同意を取得させていただきます。
- 候補国は当社ホームページの「個人情報のお取扱いについて」をご覧ください。
- 事後的に提供先の第三者を特定できた場合には、お客様は当該外国の名称、当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

以上

2022年4月

